

国際裁判における判決再審手続

玉田大

- はじめに
 - 第一章 事実誤認問題
 - 第一節 事実認定の正当性—客観的合致説
 - 第二節 事実認定の法的推定—法的正当化説
 - 第二章 再審手続と判決の確定性の関係
 - 第一節 既判力原則
 - 第二節 決定的影響要件
 - 第三章 再審事由—新事実基準と事実誤認基準
 - 第一節 事実誤認基準の形成過程
 - 第二節 新事実基準の形成過程
 - 第三節 新事実基準への収斂とその適用方法
 - 第四節 事実誤認基準の残存とその適用方法
 - 第五節 二基準の区別説と同一説
- おわりに

はじめに

国際裁判における再審手続 (le recours en révision, the procedure of revision) は、後に見るようにその定義自体に多くの問題を抱えるものであるが、一般に次の意味で用いられる。「仲裁判決あるいは司法判決が下された時点で無視された重要な事実が発見された場合、これらの判決が審査に付され、場合によっては修正されたり、又は新しい判決にとって代えられる手続」である。この再審手続は、既判力原則の例外という意味での例外性と、実際の裁判例が少ないという意味での希少性により、極めて特殊なものともみなされてきたが、他方で、伝統的な裁判価値対立論の文脈においては極めて多くの議論が展開されてきた。

国際裁判における価値対立として伝統的に議論されてきたのは、「正義」要請と「平和」要請の相克である。前者は裁判所の法解釈・適用機能に連結し、後者は裁判所の紛争解決機能に連結するため、両者は相互補完的に機能する。他方で、不当判決 (jugement erroné) を契機に二つの要請は緊張関係に入る。すなわち、判決の不当性を批判し、修正する方向性 (正義要請) と、判決自体を確定的なものとして保護する方向性 (平和要請) が対峙するのである。

このような価値対立論は、伝統的に仲裁判決の無効原因論 (les causes de nullité) を主たる舞台としてきたが、今日、議論の場は再審手続に限られる。その理由は、第一に、現行法制度上、判決の既判力を排除するための不服申立手続が再審手続に限定されているからである。再審手続は既判力原則の「唯一の例外」であり、その他の不服申立手続は一般的には制度化されていない。第二に、不当判決の要因が事実誤認に限定されるからである。原理的には、不当判決の原因は法判断の誤りと事実判断の誤り (事実誤認) に求めることができるが、近代裁判論は前者

を回避し、議論を事実誤認に限定してきた。こうして、国際裁判における価値対立論（不当判決論）は再審手続を中心に展開されざるを得ず、ここでは、法的安定性（*la sécurité juridique*）と正義の間の普遍的な対立を基軸とする裁判価値の対立が顕在化することが指摘されてきた。

すなわち、一方で、再審手続は裁判における「正義」概念、あるいは「健全な司法の基本的考慮」や「健全な司法運営」といった概念によって説明される。その背景には、裁判における真実追及を「正義」とみなす考え方があり、それ故、再審手続においては平和要請よりも正義要請が優先されると捉えられる。さらに、判決の再検討（*renvoi en question*）は判決の性質そのものに反するものの、不服申立手続がすべて禁止されるわけではなく、不服申立手続が存在することによって、確定判決（*un jugement définitif*）は覆しえない判決（*un jugement irrévocable*）ではないと説かれる。

ところが、以上のような裁判価値対立論には難点がある。第一に、「正義」概念や「平和」概念自体が多義的であるため、裁判価値の対立によって再審手続を抽象的に論じることには限界がある。例えば、正義要請に「迅速な司法」概念を含める場合、真実追及という正義要請の実現は紛争を水続化させ、逆に「不正義」を招く恐れがある。第二に、単純な価値対立論は、両要請の共存関係や相互補充関係の主張に帰着する。すなわち、法的安定性と正義は補完的であると主張されたり、「安定性（*la sécurité*）は常に正義の隣に見出される」と主張される。あるいは、伝統的な定式化として、「法に基づく平和」（*la paix fondée sur le droit*）が説かれることが多い。

以上のように、そもそも価値対立論には議論の展開に限界があり、解決されない問題が残る。すなわち、なぜ再審手続が既判力原則の例外と位置付けられるのかという点が明らかにされないものである。平和より正義が優先されるというだけでは、この点は明らかにならない。そこで、本稿では、第一に、裁判における事実誤認の根源について検討し、その法的な可能性について考察する（第一章）。第二に、国際裁判における再審手続が判決の既判力を

毀損するという点を確認しつつ、その要因を「決定的影響」要件における判決の修正・変更要請に見出す(第二章)。第三に、判決の修正・変更が求められる要因を、再審事由の検討によって明らかにする。すなわち、再審事由としての新事実基準と事実誤認基準の関係について明らかにし、一般的な再審事由である新事実基準においても事実認定における誤謬が求められる点を明らかにする(第三章)。

なお、国際裁判においては、再審手続を含めた訴訟手続法の形成において仲裁判例が極めて重要な役割を果たしているため、本稿においても関連する仲裁判例を参照することにする。

第一章 事実誤認問題

第一節 事実認定の正当性—客観的合致説

事実誤認や不十分な事実認定は裁判における不正(injustice)を生ぜしめ、裁判の信用性を貶める²⁴。また、裁判の基礎をなす事実認定は推論過程の小前提を構成するため、事実認定段階での誤謬は推論の結論たる判決(本文)の妥当性を左右する²⁶。それ故、事実認定には「正しさ」が求められるが、一般に、事実認定における「正しさ」は、客観性すなわち客観的現実との合致として捉えられてきた(以下、客観的合致説)。例えば国内民事訴訟法学においては、「裁判外に想定される実体との合致という意味での裁判の正しさが即ち裁判の正統性を意味する。つまり、司法事実レビューでの実体的真実の発見と実体法ルールの正しい解釈・適用が、裁判の正統性を支える」と考えられてきた²⁸。すなわち、客観的な事実の発見と、客観的な存在である法の適用によって、客観性のある結論を導き出すことが裁判官に期待されるのである²⁹。従って、裁判における事実誤認概念は、このような客観的現実との不一致として認識されることになり、訴訟「以前に」「客観的に」存在する(はずの)事実³⁰と異なる事実を認定した場合、そ

の乖離が事実誤認とみなされる。この場合、事実誤認が生じる要因としては、第一に、訴訟手続資源の有限性が指摘される。すなわち、裁判所の事実調査能力は、時間と費用の現実的な制約の中で行われるため、³¹⁾客観的現実と乖離する危険を常に孕んでいる。第二に、人間(裁判官)の意識作用(判決)の誤謬可能性(fallibility)が指摘される。³²⁾例えばオドリ(Audry)によれば、「国家間の紛争を解決するという仲裁裁判官の任務がいかにも尊いものであろうと、仲裁裁判官が有する国際法の知識がいかにも広大であらうとも、仲裁裁判官は他の人間と同様に、人間の判断を誤らせる無限に多様な偶然性から免れ得るものではない」という。³³⁾

第二節 事実認定の法的推定—法的正当化説

以上のように、客観的合致説を採用する限り、裁判における事実誤認は實際上不可避的なものとなるが、これに對して、法的判断の正しさは客観性によっては説明され得ないという考え方もある。³⁴⁾その根拠は、事実認定に関して裁判所が有する法的権限である。すなわち、裁判所は事実を認定する法的権限を有する以上、法の世界には裁判所による事実認定以外の「客観的な」³⁵⁾事実は存在し得ないと主張される。この点に関しては、裁判所による判断に先行するような「生の」(brut)事実(客観的現実)が「存在」するか否かという高度に法理論的な文脈で議論されてきた。³⁶⁾例えばケルゼン(Kelsen)はそのような「生の」事実を否定しつつ、次のように述べる。「次の点は、根本的であるのに見過された法原理である。すなわち、法の世界(the province of law)においては、絶対的で直接的に明らか事実、すなわち事実『そのもの』(facts “in themselves”)は存在しないのであり、存在するのは、法的秩序によって規定された手続において権限機関(the competent authority)によって認められた事実だけであるということである」。³⁷⁾すなわち、(法的な)事実認定が、法秩序内において事実認定権限を付与された機関の権限行使の結果である以上、法秩序内においては、それ以外の「事実」の「認定」はあり得ない。法的な手続で認定された

事実以外の「生の」事實は、法的には存在し得ないのであり、従って事実「認定」は法上常に正しいものとされる。³⁸⁾ さらに、ここで想起すべきは、事實認定の正しさが法的には判決の既判力によって推定されるという点である。後に見るように、既判力とは「法的推定であり、この推定により、判決において認定された事実と法を改めて争うことができなくなる」からである(傍点玉田)。³⁹⁾ すなわち、既判力は判決において認定された事実が現実を反映しているものとして扱うという法的推定であり、まさに「裁判を正しいものと扱え」という、法制度上の強制」なのである。⁴⁰⁾ このように、法制度上の事実認定権限と、既判力という法的推定の作用により、「司法的眞実」と「客観的眞実」の乖離は法的には解消することができる。⁴¹⁾

以上のように、裁判における事実認定問題の根幹は、客観的合致説と法的正当化説の対立として捉えることができる。すなわち、一方で、実体的には認識の誤謬可能性や資源の限界によって事実誤認が不可避であるという現実的な捉え方(客観的合致説)があるが、他方で、法的には、事実認定権限と判決の既判力によって事実認定の正しさが常に法的に推定されるという捉え方(法的正当化説)がある。当然ながら、客観的合致説を貫く立場によれば、事実認定の正しさの法的推定にも関わらず、依然として事実誤認が生じると主張される。例えば、「ほとんどの場合、推定は事実の現実性 (la réalité des faits) に合致している。ところが、場合によっては推定が眞実 (la vérité) と合致しないことがあり得る」と主張され、さらには、「判決に付与される眞実推定 (la présomption de vérité) にも関わらず、人間の所為である判決は誤謬 (erreur) や錯誤 (faute) を免れない。それ故、誤謬や不正を取り除く手段を当事者に与えるべきである」と主張される。⁴²⁾

ここで、事実認定と事実誤認を巡る以上の議論に対して、再審手続が極めて重要な素材となることは明らかである。その理由は、第一に、再審手続が判決の既判力原則の唯一の例外とされているからであり、第二に、再審手続が裁判所の実事認定や証拠評価の正当性に関わるからである。⁴³⁾ そこで以下、再審手続が判決の既判力を毀損すると

いう点を明らかにし(第二章)、さらに、なぜ判決の再審が既判力を毀損するのかという点を、再審事由を検討することによって明らかにすることにしよう(第三章)。

第二章 再審手続と判決の確定性の関係

第一節 既判力原則

常設国際司法裁判所は、ベルギー商事会社事件(一九三九年六月一日判決)において、既判力により国際裁判の判決は「確定的で義務的である」(définitives et obligatoires)と述べている。⁽⁴⁵⁾ すなわち、国際裁判における判決の既判力(L'autorité de la chose jugée, *res judicata*)は判決の拘束力(義務性)と確定性(上訴不可能性)の混合的效果として説明される。⁽⁴⁶⁾ この既判力原則の法的根拠に関しては、コンプロミ⁽⁴⁷⁾又は多数国間条約に示される当事国間の合意に基礎付けられると同時に、国際慣習法として確立していることも一般に認められており、トレイル製錬所事件(一九四一年三月一日仲裁判決)において次のように述べられている。「既判力という神聖な義務(the sanctity of *res judicata*)が国際裁判所の終局判決に付与されることは、国際法の本質的で確立した規則(an essential and settled rule of international law)である。法と正義に基づく国際関係は仲裁や司法による国際紛争の解決を要請するが、これと同様に、それを実効的にするためには、それらの解決が原則として問題とされない(unchallenged)ままではなければならない」⁽⁴⁸⁾。他方、既判力原則の法理論的根拠に関しては、「社会的必要性」(la nécessité sociale)⁽⁴⁹⁾、あるいは「国際関係における法の確実性の必要」(la nécessité de la certitude du droit)に依拠すると主張される。⁽⁵⁰⁾ この点について、セル(Selle)は次のように詳細に述べている。「既判力原則の存在理由は、論争(les litiges)が終結することが社会的に必要であるという点にあり、さらには、不確かな点、すなわち論争となっている(litigieux)

点に対する法的命令が安定的なものとなることが公序(ordre public)にとって重要であるという点にある」。⁵³
 以上のように、既判力原則は判決の固定性や確定性という社会的要請に基づくものであるということが出来る。

(1) 既判力の推定的性質

以上のように、既判力原則の内容(拘束力と確定性)、法的存在形式(条約と国際慣習法)、および法理論的説明(社会的必要性)は明らかにされているが、既判力原則について最も重要な点は、その推定的性質(Le caractère *présomptif*)⁵⁴である。例えばセル(Scelle)によれば、既判力原則とは「推定(une *présomption*)あるいは仮定(une *hypothèse*)であり、正しい判断(Le bien-jugé)という仮定である」という。同様にド・ヴィンヒ(Charles de Visser)は、既判力を「既判事項に付与される真実性という法的推定(Le *présomption légale de vérité*)」⁵⁵として捉えている。さらに、バドヴァンの国際法辞典は、より端的に、既判力とは「法的推定(Le *présomption de droit*)」であり、この推定により、判決において認定された事実と法を改めて争うことができなくなる。また、往々にして *Res iudicata pro veritate habetur* の法諺で示される」と説明している(傍点玉田)。⁵⁷ すなわち、既判力とは「正しい判断」(適法判決)が下されたこととの推定そのものと考えられているのである。このことは、既判力原則を表す法諺である「*Res iudicata pro veritate habetur*」からも示される。この法諺によれば、「司法判決は反駁されることなく(irrefragablement)」、真実(Le *vérité*)を反映しているものと推定される(*présomée*)。[...] 裁判において認定された事実是最早争い得なくなる」という。⁵⁸ このように、既判力原則はその本質として、事実認定を含む判決内容が真実を表すものとみなされる(*réputé*)という原則として捉えられる。⁵⁹

なお、既判力の法的推定に関してはその絶対的性質を主張する説もあり(絶対的推定説)、同説は次のように主張する。「反駁し得ない(irrefragables)推定が存在する。例外的に現実(Le *réalité*)と合致しないような場合を含め、

あらゆる場合にそうした推定が働くことが公序 (l'ordre public) により要請されるのである。例えば既判事項に付与される権威「既判力」がその例である。仮に裁判官が判断を誤ったことが明らかになっても、既判事項の確定力 (force de chose jugée) を得た判決は正しい (vrai) ものであるとみなされなければならないのである。このような場合に、推定は絶対的である (absolue) と言われる⁶⁰。国際裁判論においても絶対的推定説が主張されることがあり、「仲裁裁判官が犯した誤謬 (erreurs) や過失がいかに重大なものであったとしても、判決には拘束力がある⁶¹」と主張される。

(2) 既判力原則の例外としての再審手続

では、以上のような既判力の推定性に対して、再審手続はいかなる法的効果を有するのであろうか。この点でまず第一に確認しておくべき点は、伝統的な仲裁判決の無効原因論においては、判決が「無効」の場合に当該判決の既判力を否認するという主張が展開されたが、この議論とは異なり、再審手続は有効な判決 (une décision valide) を前提とするという点である。この点に関して、モレリ (Morelli) は次のように述べている。「再審の可能性は、仮にそれが「判決の」不可変原則 (le principe de l'immutabilité) に対する制約であったとしても、判決が作成された時点で判決が効力 (l'efficace) を得ることを何ら排除するものではない。判決のこの効力は、再審請求を受理可能と認める判決によって「原判決の効力が」奪われるまで存続する⁶²」。すなわち、再審手続においては、再審請求の受理可能性を容認する判決が下されるまで判決の有効性が存続する⁶⁵。実際に、領土・島・海洋境界紛争事件判決の再審請求事件 (国際司法裁判所判決二〇〇三年一月二十八日) (以下、境界紛争再審事件) において、エル・サルヴァドル (再審請求国) は次のように主張している。「再審は、既に既判事項となつてゐる判決についてのみ適用される。これが『再審』を上訴や破毀から区別する特徴的な点の一つである。[...] 再審の請求を付託することは、判決

の権威を軽視 (disrespect) するものではない」(傍点玉田)。このように、エル・サルヴァドルは再審の対象となっている原判決の既判力を認めているのであるが、こうした見解は、当該事件における被告(ホンジュラス)にも共有されている。以上のように、再審手続を開始した時点では再審対象判決(原判決)には既判力が認められるため、その推定的効力が存続しているとみなすことができる。

第二に確認しておくべき点は、再審の事項の対象と既判力の事項の対象の関係である。すなわち、いかなる状況で両概念の抵触が問題となるのかという点を明らかにする必要がある。この点で、既判力の事項の対象は基本的に判決主文 (le dispositif) であるが、これに限定されるのではなく、判決理由 (la motivation) にも及ぶ。ただし、既判力の対象は判決理由の中でも判決の不可欠の基礎をなす部分、すなわちレイシオ・デシデンダイ (ratio decidendi) であり、傍論 (obiter dicta) は除外されると考えられる。なお、既判力の事項の対象を厳格に捉え、事実認定に関しては既判事項に含めないという学説も根強い。例えばモレリ (Morelli) やデルベズ (Delbez) によれば、「既判事項の対象を構成するのは訴訟判決 (la decision du litige)」「本判決・筆者注」だけである。それ故、事実認定 (la constatation des faits) も先決的問題の解決も既判事項から排除しなければならない。というのも、それらは判決に至るための手段 (le moyen) に過ぎないからである」と言う。他方で、ここで注意すべきは再審要件における決定的影響要件である(内容は後述)。トレス・ベルナルデス (Torres Bernardez) が指摘するように、「発見された事実が、既判事項に対して二次的な重要性しか有さない考慮内容だけを問題とするのであれば、如何にしてその事実が『決定的影響を与える性質』を有し得るのか理解し難い」。すなわち、再審請求が判決中の瑣末な事実認定を対象とする場合、決定的影響要件を満たし得ないのである。従って、再審対象とされる事実認定については、原判決によって形成される既判力の範囲内に入るものでなければならぬ。

では、再審判決(新判決)によって既判力は如何なる法的影響を受けるのであろうか。この問題に関して、学説

上は、再審が既判力を毀損しないという説（非毀損説・少数説）と既判力を毀損するという説（毀損説・多数説）に分かれる。

まず非毀損説によれば、再審手続は判決の既判力に対して一切影響を与えないものではないという。⁷² その論拠の第一は、再審要件の厳格性であり、例えばグリゼル（Grisel）によれば、「国際司法裁判所規程六一条で想定されているケースは極めて厳格に制限されているため、既判力は何ら弱められる（affaible）ようには思われない」という。⁷³ ところが、再審要件が厳格であっても再審の可能性が否定され得ない以上、この説は採用し得ない。

非毀損説の第二の根拠は、再審手続の新規性・独立性である。すなわち、再審手続は原判決において扱われた事件とは別個の「新しい事件」（une nouvelle affaire）であるという。⁷⁴ 例えば、ド・ラブラデル（de Lapradelle）によれば、「原判事が知らなかった新事実に基づく再審は、全く新しい判決（une décision toute nouvelle）であり、それ故何ら非難されるものではない。また、この新しい判決の権威は原判決によって貶められるものではない」という。⁷⁵ この点で、確かに再審手続は手続的には原訴訟手続とは別個の事案として処理される。例えば、国際司法裁判所規程六一条によれば、再審手続は再審請求の受理可能性のために設けられた諸要件を満たすことを明示的に認める裁判所の判決（un arrêt）によって開始されると規定されており、当条項は原事案と再審事案が区別されることを示している。⁷⁶ ところが、セルが指摘するように、「既判事項の確定力（force de chose jugée）を有する判決によって既に解決された訴訟を再開することを目的とした判決取消手続（une procédure de rétractation）であるという意味で、再審は既判力の問題に結びつく」と言わざるを得ない。また、二段階の再審審理方法を採用する国際司法裁判所規程六一条に関しては、実際に原判決を再審する判決は *judicium rescissorium*（無効を生じさせる訴訟）と考えられており、第一段階の「形成的確認判決」（sentences de constatation constitutive）に対して、第二段階の判決は「形成判決」（un jugement constitutif）であり、原判決の手続的効果を除去するものとみなされている。⁷⁹

従って、再審手続の独立性から非毀損説を支持することは難しい。

以上の非毀損説に対して、多数説は再審手続によって原判決の既判力が毀損されることを認める(以下、毀損説)。毀損説によれば、再審判決は原判決の既判力を「再検討する」(remettre en cause)ものであり、既判力に対する「重大な毀損」(une atteinte grave)⁸¹、あるいは「根本的な毀損」(une atteinte fondamentale)⁸²であるときみなされる。それ故、毀損説によれば、再審手続は既判力に対する「直接的緩和の手段」(un moyen d'atténuation directe)であり、既判力に対する「例外」⁸³、あるいは「直接的例外」⁸⁵と捉えられる。

毀損説は、再審手続と判決解釈手続の区別によっても説明される。すなわち、再審手続とは異なり、判決解釈手続は既判力原則と抵触しないものと考えられている⁸⁶。判例上もこの点が確認されており、第七・八判決解釈事件(一九二七年判決)において常設国際司法裁判所は次のように述べている。「『判決の』解釈は、既判事項に何ら付け加えるものではなく、解釈される判決の決定事項の範囲内でしか義務的效果を有し得ない。他方で、裁判所は原判決の事実評価と異なる事実評価をすべて退ける。裁判所は、判決の解釈を通じて、すでに述べられ、判示されたものを説明するに止まるのである」⁸⁷。さらに、英仏大陸棚事件(仲裁判決一九七八年三月一日)において、仲裁裁判所は次のように述べている。「判決解釈請求は、真に原判決の意味と範囲の決定に関わるものでなければならぬのであり、判決の『再審』の根拠となってはならない。『…』解釈請求が原判決の主文の脚色(adaptation)を齎す場合、当該請求が判決の『解釈』なのか『再審』なのか区別が困難となる」⁸⁸。すなわち、判決再審手続が既判力に対する法的影響を有するのに対して、判決解釈手続は既判力への法的影響を有さないものと解されているのである。また、このように判決解釈手続が判決の既判力を毀損しないことから、判決解釈請求の受理可能性要件が再審要件に比べて大きく緩和されていると説明される⁸⁹。

以上のように、毀損説は再審手続を既判力原則の例外と位置付けるのであるが、この場合、既判力の推定的効力

はどのように捉えられるのであろうか。この点に関して、セルは次のように説明している。「既判力の推定は、原則として反駁し得ないものである (irrefragable) が、裁判官が自らの心証を形成するのに必要な要素を一切有さなかつたために当事者の主張根拠を知らずに判決を下したということが実質的に明らかになった場合、あるいはそれが周知の事実 (notoriété publique) であるような場合には、既判力の推定は反駁しえないものでなくなる。このような場合、世評における混乱が余りに深刻なものとなるため、正しい判断という仮定 (l'hypothèse du bien-jugé) が受け入れ難くなり、さらに、何としても正義のために社会的安定性 (la stabilité sociale) を犠牲にせざるを得なくなるのである」⁹⁰。さらに、セルによれば、「正しい判断 (le bien jugé) という仮定が明らかに架空である (manifestement contrevée) 場合には常に再審が用いられる」という。

以上より、毀損説によれば、原判決における事実認定が「正しい判断」であるという法的推定が再審判決によって覆されることになる。他方で、毀損説の根拠については、さらなる検討を要する。すなわち、なぜ再審手続が事実認定の正しさという法的推定 (既判力) を覆すのか、という点が明らかではないからである。そこで、この点を明かにするために、再審要件に含まれる「決定的影響」要件を検討することにしよう。

第二節 決定的影響要件

(1) 「決定的影響」の対象

再審手続においては、一般に発見された新事実が「決定的影響を及ぼす性質」(de nature à exercer une influence décisive) を有することが求められる (以下、「決定的影響要件」)。そこで、以下、第一に決定的影響の対象を明らかにし、第二にその内容を検討しよう。

決定的影響の対象は原判決そのものであると考えられている。例えば、境界紛争再審事件において裁判所 (小法

廷)は次のように述べている。「エル・サルヴァドルが主張する新事実は、同国が再審を求めている判決に対して『決定的影響』を有していない」(傍点玉田)。ところが、原判決というだけでは対象としては抽象的に過ぎる。そこで、同判決を詳細に見てみると、決定的影響要件に関連して、裁判所(小法廷)は次のように述べている。「仮にそのような河川の転移が今日証明されたとしても、またエル・サルヴァドルが導こうとする法的効果をその転移から導かなければならないとしても、そのような認定によって、全く別の根拠に基づいて (sur une tout autre base) 小法廷が一九九二年に下した判決を再検討することは認められない」すなわち、小法廷の判断によれば、本件で再審理由として主張された河川の「転移」は、小法廷の原判決(一九九二年判決)における主要な判断理由、すなわちレイシオ・デシデンタイ (ratio decidendi) を構成していないと判断されているのである。従って、逆に言えば、「新事実」は原判決のレイシオ・デシデンタイに対して「決定的影響」を与えることが求められることになる。⁹⁴この点に関連して、学説上では、「原訴訟で与えられた解決」を決定的影響の対象とする見解もあり、例えばセル(Scelle)は、「訴訟の解決 (la solution du litige) に対する決定的影響」を再審要件とみなしているが、ここにいう「訴訟の解決」とは、原判決の主要な推論過程を意味するものと考えられる。

以上より、「新事実」は原判決の主要な推論過程を構成するレイシオ・デシデンタイに対して「決定的影響」を有することが求められるということができる。⁹⁷

(2) 「決定的影響」の内容

「決定的影響」概念については、伝統的にその内容の不明瞭性が指摘されてきた。例えば、ハーグ会議においてニグラ(Nigra)は、「決定的影響」は「十分に詳細なものではなく、再審の対象となる事件を十分に特定するものではない」と指摘している。⁹⁸とは言え、同概念に関しては、その後の学説と判例によって一定の考慮要因が明らかに

されている。

第一に、「決定的影響」が存在するためには、「新事実」が原判決の内容を「詳細にする」だけでは不十分とされる。チュニジア⁹⁹リビア大陸棚事件判決の再審・解釈請求事件（国際司法裁判所判決一九八五年二月一〇日）（以下、大陸棚再審事件）において、チュニジアは「リビア関係会議決議文」（一九六八年三月二八日）を新事実として提示し、裁判所に再審を求めた。チュニジアは、当該決議が判決時点で知られていれば、裁判所の示した大陸棚境界線が異なっていたはずであると主張したが、これに対して裁判所は、当該決議が「新事実」であることを認め、ものの、原判決（一九八二年）において「この石油コンセッションの境界線は判決全体の唯一の基礎とされたものではない」と述べつつ、「再審請求の受理可能性に求められるのは、提示された新事実が知られていれば、裁判所が判決をより精緻になし得たであろうということではない。新事実が『決定的影響を有するような性質』でなければならぬのである」と判断した（傍点玉田）。すなわち、裁判所によれば、「決定的影響」とは原判決の精緻化に資するだけでは十分ではないと判断されているのである。

第二に、決定的影響は原判決と「異なる」判決を導くものであることが求められる。例えばセルニ（Serni）¹⁰⁰によれば、再審のためには、「極めて重要な性質を有するため、仮に当該事実が知られていたならば一見したところ（*prima facie*）判決が異なるものであり得たであろう（*aurait pu être différente*）」と考えることができるような事実の存在を立証しなければならない¹⁰¹という。すなわち、「異なる判決」（*a different decision*）あるいは「異なる結論」（*a different conclusion*）を導くような重要性を有する事実が決定的影響を有すると考えられているのである。実際に、境界紛争再審事件において国際司法裁判所（小法廷）は次のように述べている。「仮に小法廷がそれらの文書の複数の版を有していた場合に、小法廷が一九九二年「原判決時」に異なる結論（*conclusions différentes*）に至っていたか否かという点を検討すべきである¹⁰²」。同様に、Baron de Neufville 事件（一九二七年七月二九日判決）において仏

独混合仲裁裁判所は次のように述べている。「再審手続は、[...]事実認識における欠如 (lacune) を認定するに止まる。この欠如から、一方で、当事者にとっては訴訟の修正 (une modification de son instance) が齎され、他方で、裁判所にとっては、自らの判決とは異なる判決 (une décision différente) を導くような異なる法的決定、あるいは事実の異なる評価が齎され得る」¹⁰¹。従って、決定的影響要件において求められるのは、「新事実」が原判決時に認識されていれば、原判決とは「異なる判決」あるいは「異なる結論」が導かれていたであろう、と現段階（再審判決段階）で認められるということである。¹⁰²

第三に、決定的影響要件により、原判決と「異なる」だけでなく、原判決と「反対の」(contraire)判決が要求される場合もある。例えば、聖ナウム修道院事件（常設国際司法裁判所・勧告的意見一九二四年）では、同修道院がアルバニアに帰属することを決定した大使会議の決定（一九二二年二月六日）が「誤った前提に基づいたものである」と批判され、さらに、不可欠の事実 (faits essentiels) を考慮せずに採択されたとして批判された¹⁰³が、この点について常設国際司法裁判所は、「大使会議が当該決定を採択した際に、それ以前に存在した事実であって、もしそれが考慮されていれば反対の決定 (une décision contraire) を導いたであろう事実を無視してそのような決定をしたのか否かを検討しなければならない」と述べつつ、最終的には「一九二二年決定の再審を求める請求は根拠を欠く」と結論付けている¹⁰⁴。すなわち、決定的影響とは原判決と「反対の」決定を導くような影響であるということができる。

以上のように、決定的影響要件により、原判決を「詳細」にするだけではなく、原判決とは「異なる」判決又は「反対の」判決が求められることになる。さらに、その当然の帰結として、再審手続においては原判決の「修正」(modification)¹⁰⁵又は「訂正」(redressement)¹⁰⁶が求められる。ここで、判決修正の対象は、判決理由と同時に判決本文に及ぶ。杉原高嶺によれば、「『決定的』(decisive)性質の事実とは、それが判決の理由付けを不可避的に修正

し、そのために主文の変更を生ぜしめる効果をもつものと解される¹⁰⁾という。以上のように、決定的影響要件によって原判決の修正が要求される結果、原判決を変更し得ないような性質の事実には決定的影響が認められないことになる。例えば大陸棚再審事件では、チュニジアの再審請求は「一九六八年三月二八日のリビア閣僚委員会の決議の文言」に依拠していたが、これについて裁判所は次のように述べている。「コンセッション一三七号の正確な座標を詳細にしたとしても、境界画定の第一区画についての裁判所の決定は変更されなかったであろう¹¹⁾」。

では、判決修正はどの程度のものが想定されるのであろうか。この点については一般に、原判決の大幅な修正や重大な修正¹²⁾と考えられている。例えば国際法委員会によれば、「再審手続における裁判所の任務は、新事実が、事実の意味合いやその事実から導かれた結論を大幅に修正する (modifier sensiblement) か否かを決定することである」と述べている¹³⁾。同様に、再審においては原判決が「重大な形で」(serieusement) 修正されるか否かが問題とされることもある。例えば前述の *Baron de Neufville* 事件において仏独混合仲裁裁判所は次のように述べている。「再審判事に課される唯一の任務は、事実の新しい要素が原判決の構造と、さらには原判決から導かれた結論を重大な形で変更する (modifier serieusement) か否かを決定することである¹⁴⁾」。

以上より、再審手続における決定的影響要件により、原判決とは「大きく」「異なる」判決や「反対の」判決が再審手続において求められることになるため、当該要件を満たすような再審判決は、必然的に既判力を修正するような判決の変更を齎すと言えよう¹⁵⁾。とは言え、これは、再審手続が原判決を修正するため、その既判力を毀損すると言っているに過ぎない。問題は、なぜ原判決と「異なる」判決や「反対の」判決を生ぜしめ、その結果、原判決を修正する必要が生じるのかという点である。そこで、次に再審事由を検討することによって、「異なる」判決が生じるメカニズムを明らかにすることしよう。

第三章 再審事由—新事実基準と事実誤認基準

国際裁判における再審事由に関しては、「新事実」と「事実誤認」という二つの概念が用いられており、混乱が見られる。

一方で、国際紛争平和的処理条約（一八九九年条約五五条、一九〇七年条約八三条）において「新事実の発見」（*la découverte d'un fait nouveau*）という再審事由が採用されて以来、常設国際司法裁判所規程六一条や国際法委員会の仲裁手続規則案（一九五八年採択）三八条でもこの基準が採用されているため、一般的には同基準が再審事由として認められている（以下、新事実基準）。

他方で、「事実誤認」（*un error de hecho, un error de fait, an error of fact*）を再審事由とする立場も見られる（以下、事実誤認基準）。例えば、再審手続とは「判決における事実誤認（*une erreur de fait*）を根拠として、判決を下した裁判官が新たな判決を下すことを求める訴訟手続」であるとみなされ、あるいは、再審は「間違った前提（*données erronées*）から下された判決」を修正するための手続とみなされる。また、訴訟資料の虚偽性（*falsity*）や、事実認定手続における不正行為（*fraudes*）（文書の偽造や偽証）が再審事由とみなされる場合もある。

このように再審事由に関する基準が分岐する理由は、第一に、「新事実」概念が不明瞭である点に求められる。例えばシベール（Sibert）によれば、「新事実」は実に多様な形態を有しており、「間違いである（*faux*）」ことが明らかになった提出証拠、「偽造されたことが明らかにになった添付資料」、「知られていなかった訴訟資料が発見された場合」がすべて「新事実」に含まれるという。第二の理由は、国家実行や学説において事実誤認基準を採用するものが少なからず見られる点に求められる。では、両基準は何らかの共通性を有する基準なのであろうか。あるいは、

全く異なる二つの基準として区別されるものなのであろうか。以下、両基準の形成過程と適用過程を検討することによってこの点を明らかにしよう。

第一節 事実誤認基準の形成過程

(1) 万国国際法学会の国際仲裁手続規則案（一八七五年）

事実誤認基準の起源は、万国国際法学会 (Institut de droit international) (一八七五年) が採択した「国際仲裁手続規則案」(Projet de règlement pour la procédure arbitrale internationale) に遡る。同規則案二七条は仲裁判決の無効原因について次のように規定していた。「仲裁判決は、コンプロミが無効の場合、権限踰越の場合、仲裁官の腐敗が証明された場合、あるいは重大な誤謬 (erreur essentielle) がある場合、無効である」。ここに示された「重大な誤謬」という概念の内容は不明確であるが、規則案の起草過程を辿ると、これが事実誤認基準の起源であることが分かる。

規則案の報告者ゴールドシュミット (Goldschmidt) の第一草案 (一八七四年) 第三二条は次のような規定であった。「次の場合には、適切に言い渡された仲裁判決は攻撃され、無効にされ得る (peut être mise à néant)。[...] 一・一 例えは虚偽行為や歪曲行為 (actes faux ou altérés) によって、あるいは歪められた証拠 (témoins corrompus) によって、仲裁裁判所が一方当事者によって欺かれた (a été trompé) ことが立証された場合」。これに対して、国際法学会第二委員会はそのような修正案 (二四条) を提示した。「仲裁判決は、[...] 虚偽資料 (faux documents) の提出に基づく重大な誤謬がある場合には無効である」。この修正案に対して、報告者ゴールドシュミットは、「誤謬 (erreur) が虚偽資料によって齎されるにせよ、誤謬「という文言」だけで十分である」と述べ、修正案の最後の文言（「虚偽資料の提出に基づく」）は制限的過ぎると批判した。最終的に採択された国際法学会の規則案は、ゴ

ルドシュミットの批判を容れ、上記のように「重大な誤謬」(erreur essentielle) という文言を用いるに止まった。¹²⁾従って、このような起草過程に鑑みるに、規則案二七条の「重大な誤謬」という文言はゴールドシュミットの想定していたように不正行為や不正証拠を含む幅広い概念であり、「法に関する誤謬と事実に関する誤謬を包含する」ものと考えることができる。¹³⁾

ただし、同規則案について注意すべき点は、当時は未だ無効原因の認定手続については未解決であり、それ故、再審概念が未分化であったという点である。ゴールドシュミット自身が指摘するように、規則案では「仲裁判決に對して上訴もその他の法上の手段も存在しない」とされ、他方で、「上級審 (une instance supérieure) の創設が必要である」と考えられていた。また、メリニャックによれば、仲裁裁判の事実認定の問題を審理し得るような一般的な上級審機関が存在していないため、訴訟当事国自身が「誤りを評価する裁判官」であり、それ故、「事実誤認や法の誤り」に関しては上訴裁判所 (une juridiction d'appel) を設けるべきであると主張されている。¹⁴⁾このように、国際法学会規則案の無効原因論は、特に「再審」の「手続」を想定して規定されたものではなかったが、その後、再審手続が定式化されていく中で、規則案で採用された「重大な誤謬」概念が再審事由として援用されていくことになる。

(2) コルシの国際仲裁規則案 (一八九五年)

一八九五年にイタリア人のコルシ (Corisi) が国際法協会 (International Law Association) に提出した国際仲裁規則案 (Projet de Règlement pour les arbitrages internationaux) の第四〇項は、次のような再審事由に基づく「再審」請求を訴訟当事国に認めた。「(b) 判決が明示的に依拠した文書又は証拠における虚偽。(c) 事実誤認 (erreur de fait)。ただし、判決が特定の行為や事実の存在又は欠如に明示的に依拠しており、これが裁判所には知られてい

なかったか、あるいは証明され得なかったものを要すると同時に、判決の言渡し以後に、全ての訴訟当事国がこれを決定的である (decisives) と認めざるを得ないことが明らかにされることを要する¹³⁾。コルシの再審規定の重要性は次の三点に見出される。第一に、再審事由として「事実誤認」基準が採用されている点であり、第二に、これに加えて、事実誤認が「決定的」であることが要求されているという点である。第三に、同規定がその後の国家実行に与えた影響である。最終的に国際法協会の第一七回会合 (一八九五年一〇月三日) で採択された国際仲裁条約案では、コルシ案四〇項は削除されたが、他方で、コルシ案の再審規定 (事実誤認基準) は諸国家が締結した仲裁条約において採用されることになった¹⁴⁾。その端緒が、次に見るイタリア・アルゼンチン仲裁条約 (一八九八年七月二三日) である。

(3) イタリア・アルゼンチン仲裁条約 (一八九八年)

イタリアとアルゼンチンが締結した仲裁条約 (一八九八年七月二三日) の第一三条は次のように規定している

「次の場合には、判決を下した裁判所に対して再審を請求する権利を認める。一、虚偽資料や誤った資料 (un document faux ou erroné) に基づいて判決が下された場合。二、判決が、訴訟行為や訴訟文書に起因する事実誤認 (une erreur de fait) の結果であった場合¹⁵⁾。当条約は一八九八年七月二三日に両国によって署名されたものの、その後、アルゼンチンの修正案 (仲裁対象紛争から独立・主権に関する紛争を除外する案) に反発したイタリアが批准を拒否したため発効しなかった¹⁶⁾。とは言え、以下の三点において、本条約は再審事由の変遷過程において重要な位置を占める。第一に、同条約 (一八九八年) の翌年に第一回ハーグ会議 (一八九九年) が開催されるが、当条約はハーグ会議で採択された国際紛争平和的処理条約 (一八九九年) 以前に再審手続を設けていた唯一の条約であり、それ故、国際紛争平和的処理条約の検討委員会 (Le Comité d'examen) は、再審規定を起草するにあたってこの伊・亜条約を議

論の出発点として参照せざるを得なかった。第二に、それにも関わらず、ハーグ条約で最終的に採択された条文(五
 五条)では事実誤認基準ではなく新事実基準が採用されるに至る。第三に、ハーグ会議の後、一九〇七年九月一八
 日にアルゼンチンとイタリアは、再度仲裁条約を締結し直す。この新条約は「ハーグ条約(一八九九年)の諸原則
 に感化されつつ」も、未発効であった一八九八年条約と同一の再審規定(事実誤認基準)を設けている(第六条^甲)。
 第四に、ハーグ条約以後も、伊Ⅱ亜条約で採用された事実誤認基準がその他の多くの仲裁条約で模倣されること
 なる。すなわち、本条約は国家実行上で事実誤認基準が採用されていく端緒となる条約と位置付けることができる。

第二節 新事実基準の形成過程

以上のように、第一回ハーグ平和会議(一八九九年)以前には事実誤認基準が採用されていた。ところが、前述
 のように、ハーグ会議で採択された国際紛争平和的処理条約(一八九九年)五五条は再審事由として新事実基準を
 採用するに至る。それ故、再審事由の変遷過程においてハーグ会議は最大の転換点であったとみることができ
 る。そこで次に、同条約の起草過程を検討することによってこの転換の理由を明らかにしよう。

最初の再審規定案は、米国家(一八九九年五月三十一日提出)の第七項に登場する。同項によれば、「国際裁判に事
 件を付託する当事者はすべて、原判決において提起されておらず、解決されていない新たな証拠(new evidence)
 や法の問題(questions of law)を提示し得ると宣言する場合、判決の言渡し後三ヶ月以内に原裁判所の裁判官に事
 件の再検討(a reexamination)を求める権利を有する^甲」。この米国家を基にして、ハーグ会議第三委員会(国際紛
 争平和的処理条約案の起草委員会)の検討委員会(Committee of Examination)は再審手続に関する喧しい議論
 を展開した。

検討委員会第一一會合(六月三〇日)において、ホールズ(米国代表委員)は判決の再検討(a rehearing)事由

として「新事実の発見」(a discovery of a new fact)を提示し、その例として、判決後に国境を正確に画定する有権的な地図が発見された場合を挙げた。この提案に対しては、「新事実」概念が不明瞭であるという点や、上訴と區別すべきであるという点が指摘されたが、最も重要な議論は、「有益な先例」である伊Ⅱ亜条約(一八九八年)の文言を採用すべきであると主張したボンズフォト(Sir Julian Pauncefote)の主張であった。その主張によれば、「新文書(new documents)の発見」以外にも、「不正行為」(fraud)の場合にも再審が認められるべきであるという。これに対してホールズは、条文文言にこだわるつもりはなく、例えば万国国際法学会の規則案条文(一八七五年)を用いてもよく、さらに、「不正行為は明らかに無効化(nullification)のケースであり、新事実(a new fact)である」と態度を軟化させている。

これに対して、アッセル(Asser)は、伊Ⅱ亜条約の再審規定は「実際には再審だけでなく上訴(appeal)をも規定するものであり、あまりにも広範である」と批判する。これに同調して、委員長ブルジョワ(Bourgeois)は次のように述べている。「我々は、誤りの発見(the discovery of an error)と新事実の発見(the discovery of a new fact)を注意深く区別しなければならない。前者の場合、裁判官の意識を問題に付すため、判決を再開することはできない。他方で、後者の場合には、裁判官の意識は問題とならない。[...]事実が新しいのは、それが仲裁裁判官と訴訟当事者に知られていなかったからである」。

以上のような議論の末、検討委員会は伊Ⅱ亜条約があまりにも一般的過ぎると判断し、同条約の文言を採用しないことを決定した。その結果、最終的に採択された委員長案は、「判決に決定的影響を与える性質を有する新事実の発見」を理由とする再審手続規定を設け、検討委員会が第三委員会に提出した最終条文案の第五四条は、同じくこれを再審事由として規定した。

以上のように、検討委員会では、伊Ⅱ亜条約(事実誤認基準)は「上訴」事由を含む広範なものと認識されてい

る。他方で、新事実基準は「知られていなかった」事実という意味で用いられると同時に、事実誤認とは異なり、原裁判官の意識を問題としないという点が認められている。

なお、再審規定に関する議論は、舞台を検討委員会から第三委員会に移したものの、ここでは再審事由に関する実質的な議論は展開されず、再審規定を認めるか否かという出発点に逆戻りした。一方で、判決の絶対的確定性を主張するロシア全権代表マルテンスが再審否定論を展開し、他方で、米国全権代表ホールズが再審肯定論を展開して応酬し、再審手続が「社会平和 (la paix sociale)」と正義の間の矛盾¹⁰⁾を反映する¹¹⁾という点が顕になった。

以上のような議論を経て、最終的に採択された国際紛争平和的処理条約(一八九九年)第五五条は次のように規定する。「当事者ハ、仲裁契約ニ於テ仲裁判決ニ対スル再審ノ請求ヲ留保スルコトヲ得。右ノ場合ニ於テハ、反対ノ規約アルニ非サレハ、判決ヲ為シタル裁判部ニ請求ヲ為スコトヲ要ス。右請求ハ、判決ニ対シ決定的影響ヲ与フヘキ性質ヲ有スル新事実 (un fait nouveau qui eût été de nature à exercer une influence decisive sur la sentence, some new fact which is of a nature to exercise a decisive influence upon the award) ニシテ弁論終結ノトキ裁判部及再審ヲ請求スル当時者カ知ラサリシモノヲ発見シタル場合ニ限、之ヲ為スコトヲ得。再審ノ手続ハ、裁判部ニ於テ特ニ新事実ノ存在ヲ確認シ、其ノ事実カ前項ニ掲クル特質ヲ有スルコトヲ確認シ、且之ニ因リ請求カ受理スヘキモノナルコトヲ宣言スル決定ヲ為スニ非サレハ、之ヲ開始スルコトヲ得ス。再審ノ請求ヲ為スヘキ期間ハ、仲裁契約ニ於テ之ヲ定ム」。

こうして採用されたハーグ条約における再審手続の特徴は、第一に、再審請求権を仲裁コンプロミで留保しておく点である。すなわち、再審は原則ではなく例外として認められるに過ぎない¹²⁾。第二に、時間的要件に關しても仲裁コンプロミによる設定に委ねられた。また、同条約で初めて再審の実体的要件である「新事実」要件、「決定的影響」要件、新事実の「不知」要件を設け、再審要件の厳格化を図っている。

他方で、その起草過程に鑑みるに、再審事由として採用された新事実基準に関しては、委員の間でも同基準の不明瞭性について指摘がなされており、再審に付される事案を十分に特定できないと批判されている⁽¹⁰⁾。この点で、検討委員会において、委員長ブルジョワは「誤りの発見」(the discovery of an error)と「新事実の発見」(the discovery of a new fact)を明確に区別する見解を示していた。ところが、その後の第三委員会では、新事実基準を提案したホールズ自身が、「新事実の発見」という文言を「重大な誤謬」(important errors)や「明白な誤謬」(evident errors)あるいは「明瞭な誤謬」(manifest errors)と同義に用いている⁽¹¹⁾。例えば、ホールズは、再審手続においては「まさに原判決を下した裁判所が、明白な誤謬が犯されたことを宣言しなければならぬ」と述べているのである⁽¹²⁾。第三委員会において再審肯定論を強固に展開したホールズの見解が最終的に支持された点に鑑みるに、「新事実」と「事実誤認」を同視するホールズの見解がハーグ条約五五条に取り入れられるとみなすことも可能である。実際に、第三委員会において、ロー(Seth Low)は仲裁手続における「誤謬の可能性」(the possibility of errors)を認めなければならないと指摘している⁽¹³⁾。

以上のように、ハーグ条約五五条において採用された「新事実」概念には不明瞭な点が残っており、同基準が事実誤認や事実認定に関する誤謬を含む点については否定しきれないといえよう。

第三節 新事実基準への収斂とその適用方法

(1) 新事実基準への収斂

国際紛争平和的処理条約(第五五条)において新事実基準に基づく再審規定が設けられたことは、その後の条約に多大な影響を与え、再審事由に関して新事実基準が一般的に採用されることになった。

まずは、ハーグ条約に基づいて締結された仲裁コンプロミにおいて自動的に新事実基準が採用されることになっ

た。例えば、カリフォルニア布教基金事件（常設仲裁裁判所一九〇二年一月四日判決）のコンプロミ（一九〇二年五月二二日）は第一三条に再審規定を設け、「ハーグ条約五五条に規定されるように、再審が認められる」と規定する。同様に、北大西洋沿岸漁業事件（常設仲裁裁判所一九一〇年九月七日判決）のコンプロミ（一九〇九年一月二七日）第一〇条によれば、「判決に対して決定的影響を与えると目される新事実または新たな状況 (New Factor Circumstance) の発見」が再審事由とされている。また、家屋税事件（常設仲裁裁判所一九〇五年五月二二日判決）のコンプロミ（一九〇二年八月二八日）九条や、その他のコンプロミのように、当該コンプロミに規定されていない事項に関してはハーグ条約（一八九九年）が適用されると規定することによってハーグ条約の再審規定を援用するものも見られる。

次に、多数国間条約においても再審事由として新事実基準が採用される。

第一に、第二回ハーグ会議（一九〇七年）における国際紛争平和的処理条約の改正作業において、マルテンスは改めて再審規定の削除を提案したが、この案は採用されず、同条約は前条約（一八九九年条約）の五五条をそのまま採用し、八三条に再審規定を設けた。

第二に、第一次大戦後にヴェルサイユ条約三〇四条の付属書第二項が混合仲裁裁判所の権限を定めたが、これに基づいて制定された各混合仲裁裁判所規則において同一の再審規定が設けられており、そこでは再審事由として新事実基準が採用された。このため、再審手続に関する混合仲裁裁判所の判例は新事実基準を普及させる結果を齎した。他方で、混合仲裁裁判所の判例を詳細に検討すると、新事実基準と事実誤認基準が明確に区別されていないことが分かる。例えば、Heim et Chamant 事件（一九二二年八月七日、九月二五日判決）において、仏独混合仲裁裁判所は再審手続の目的について次のように述べている。再審手続は「本質的に、古い事実や、とりわけ事実を取り巻く複雑な状況によって確定するのが困難な事実を詳細に検討する際に裁判所が直面することになる誤謬の危

険 (les risques d'erreur) を対象としたものである。訴訟規則において再審手続が設けられているのは、まさにこの事実誤認の危険性 (risques d'erreur de fait) に対して、訴訟当事国に保証を与えるためなのである⁽¹²⁾。このように、再審規定の文言上は新事実基準が採用されたものの、その適用過程においては、再審手続が「事実誤認」の危険性に対処するための手続と解されていることが分かる。

第三に、常設国際司法裁判所規程草案を起草した法律家諮問委員会 (Le Comité consultatif de juristes) は、ハーグ条約の精神を引継ぎつつ、再審の権利を正義の「正当な要求」として認めた⁽¹³⁾。ただし法律家諮問委員会は、一方で再審手続自体を積極的に認めつつ、他方で再審要件 (再審請求の受理可能性要件) の厳格化を図っている⁽¹⁴⁾。すなわち、新事実の無知に関する無過失要件 (規程六一条一項)、再審請求の時間的要件 (同四、五項)、原判決の事前履行命令の権限 (同三項) という三要件を付加しているのである。さらに、国際司法裁判所は判例上、裁判所規程六一条に基づく五つの再審要件 (再審請求の受理可能性要件) を定式化している⁽¹⁵⁾。第一に、再審請求は「事実」の「発見」に基づいたものでなければならず、第二に、その事実は「判決に対する影響を有する性質」のものでなければならぬ。第三に、当該事実は判決が言い渡される以前に裁判所と再審を請求する当事者に知られていなかったものでなければならず、第四に、問題の事実を知らなかった点に「過失」がなかったことである。第五に、再審請求は新事実の発見から六ヶ月の期間内、判決から一〇年の期間内に提起されなくてはならない。

このように、国際司法裁判所規程はハーグ条約の再審規定を継承することにより、自動的に再審事由としての新事実基準を採用することになったため、その後の条約に多大な影響を与えた。例えば中米司法裁判所 (International Central American Tribunal) の設立条約 (一九二三年二月七日) は、その第一条四において規程六一条と同一の再審規定を設けている⁽¹⁶⁾。また、一九五八年に採択された国際法委員会の仲裁手続規則案 (Modelle de projet sur la procedure arbitrale) の三八条は同規程六一条をほぼ完全に再現したものである⁽¹⁷⁾。

(2) 新事実基準の適用方法

では、新事実基準はどのような内容の基準なのであろうか。この点についてまず問題となるのは、「新」事実がどの時点で存在する必要があるのかという点である。この点で、国際司法裁判所規程六一条にいう「新事実」は判決後に生じたものであってもよいとする見解¹⁰³も見られるが、新事実基準における新規性は、「事実」の新規性ではなく、「発見」の新規性を意味する¹⁰⁴。すなわち、「新事実の発見」とは、原判決時に存在していた事実が判決後に「新たに」発見されたことを意味する¹⁰⁵。例えば、境界紛争再審事件においてホンジュラスは次のように主張している。再審要件にいう「新しい」ものとは、事実ではなく、事実についての認識である。事実は以前から既に存在していたのである。事実は本案判決の言い渡し以後にも以前にも存在していたのであるが、当事者と裁判所がそれを知らなかったのである¹⁰⁶。このように、新事実基準によって、「新事実」が原判決時に既に存在していることが要求されることになるが、このことは、新事実の「発見」が要求されることから導かれる。例えば *Batus* 事件（一九二九年六月六日判決）において、フランスブルガリア混合仲裁裁判所は次のように述べている。「『発見』（*découverte*）という文言が用いられていることは、明らかに、裁判所が問題となっている判決を下した時に裁判所が知らなかった事実が既に存在したこと（*preexistence*）を意味する¹⁰⁷」。以上のように、新事実基準における「新事実の発見」概念は、判決時に存在していた事実が新たに発見されたことを意味するものと解される。

第四節 事実誤認基準の残存とその適用方法

(1) 事実誤認基準の残存

上述のように、ハーグ条約（一八九九年）以降、仲裁コンプロミや多数国間条約において新事実基準が採用されたため、ハーグ条約以後は新事実基準が一般的な再審事由として確立したと考えられている¹⁰⁸。ところが、この傾向

に反して依然として事実誤認基準を採用する仲裁条約も根強い。その例としては、アルゼンチン・ウルグアイ仲裁条約（一八九九年六月八日）一六条、アルゼンチン・パラグアイ仲裁条約（一八九九年一月六日）一六条、ボリアーペル・仲裁条約（一九〇一年一月二日）二二条、アルゼンチン・チリ仲裁条約（一九〇二年五月二八日）一三条、アルゼンチン・ブラジル仲裁条約（一九〇五年九月七日）一七条、コロンビア・ペルー仲裁条約（一九〇五年九月二日）一一条、アルゼンチン・イタリア仲裁条約（一九〇七年九月一八日）一三条といった南米諸国が締結した仲裁条約であり、そこでは、前述の伊・亜条約（一八九八年）と全く同一の再審規定（事実誤認基準）が採用されている。こうした傾向を象徴するのが中米司法裁判所条約（一九〇七年二月二〇日）によって設置された中米司法裁判所の手続規則第四五条であり、同条によれば、「裁判所が判決中に誤謬（error）があったと判断する場合、裁判所は職権によって判決を取消す（revoke）ことができる」と規定している。

後に検討するように、これらの南米諸国の地域的実行の特殊性を認めるか否かについては議論があるが、いずれにせよ、ハーグ条約以降も新事実基準と事実誤認基準が並存する状態が続いていたため、この時期（一九世紀末から二〇世紀初頭）は未だ再審事由に関する統一的基準が確立していなかったといえる。

(2) 事実誤認基準の適用方法

その後、上述のように多数国間条約では新事実基準が採用されていくが、他方で、事実誤認基準が駆逐されたわけではなく、同基準は仲裁条約において存続し、しかも実際の仲裁裁判において適用されている。その稀有な事例が、デシエルト湖（Laguna del Desierto）事件（一九九五年仲裁判決）である。

アルゼンチンとチリは、コンプロミ（一九九一年一月三十一日）を締結し、パタゴニア水原における国境標識六二号とフィッツ・ロイ山（Mount Fitz Roy）の間の境界線確定を仲裁裁判所に求めた。仲裁裁判所は一九九四年一

○月二一日の判決⁽¹⁸⁾において、デシエルト湖を含む係争地域全てをアルゼンチン領域に含める形で国境線を確定した。⁽¹⁹⁾この判決は一九〇二年の仲裁判決の解釈を主たる根拠としており、国際法に基づく公正な判断であると評されたが、これを承服しかねたチリは、当該判決には「訴訟行為又は訴訟資料に起因する事実誤認 (errors of fact) がある」と主張して九五年一月三十一日に再審・解釈請求を提起した。この請求を審理した仲裁裁判所は、第二判決（九五年一〇月一三日）⁽²⁰⁾において同請求を棄却した。その後、九六年三月一二日にチリは声明を発表し、九四年判決の判断理由の難点を指摘しつつも判決を受け入れることを明らかにしている。⁽²¹⁾以下、希少な再審事例である本件の第二判決（一九九五年）を検討することによって、事実誤認基準の内容を明らかにしよう。

本件のコンプロミ一七条は判決の既判力と履行方法について次のように規定していた。「判決は当事国を拘束し、上訴に服さない。判決は遅滞なく履行され、また裁判所が定める形態で期限内に履行されなければならない」。⁽²²⁾なお、このコンプロミは再審規定を設けていなかったが、その一八条は、コンプロミに規定されていない問題は両国間の平和友好条約 (Tratado de Paz y Amistad) 付属書 I（一九八四年一月二九日）の第二章に従って規律されると規定しており、同付属書四〇条が再審手続について次のような規定を設けていた。「次の場合に、各当事国は判決の執行のために設けられた期間が経過するまでに、判決を下した裁判所に対して当該判決の再審を請求することができる。一．判決が捏造された (forged) 資料や改変された (altered) 資料に基づいて下された場合。二．判決が全体として、又は部分的に、訴訟行為や訴訟資料に起因する事実誤認 (an error of fact, une erreur de fait) の結果として下された場合」。⁽²³⁾このように、本件に適用される再審規定は、伊Ⅱ亜条約（一八九八年）の再審規定を模倣することによって事実誤認基準を採用している。既に見たように、一九世紀末から二〇世紀初頭にアルゼンチンを一方当事国とする複数の仲裁条約において事実誤認基準が採用されていた点に鑑みれば、本件の再審規定がこれを模している点はむしろ当然と言えよう。なお、本件でチリの再審請求は付属書四〇条二項のみを根拠とするもので

あつたため、裁判所は同一項については検討していない。⁽²⁶⁾

こうして、本件では典型的な事実誤認基準の適用が問題となったが、その適用に先立って、同基準そのものについて問題が生じた。同基準の内容について両国間の見解が大きく異なったからである。チリは本件の再審事由である事実誤認基準の固有性・独自性を強調するのに対して、アルゼンチンは同基準を新事実基準と同一視したのである。そこで、両国の主張を詳細に見ておこう。

一方で、チリは、「事実誤認」を「事情や状況の誤った認識」(再審請求一八項)、あるいは「概念と現実の間の乖離」(抗弁書四九項)と捉えつつ、「事実誤認」が判決に対して「内在的である」(interna)のに対して、「新事実」は「外在的である」(externa)とし、両概念を区別する見解を示した(以下、区別説)(チリの再抗弁書五四―五九項)。その主張の背景には、自国の多様な再審請求を正当化するために、内容の不確定な「事実誤認」概念に依拠し、これを強調するために事実誤認基準を条約上の自律的な制度としてその特殊性・固有性を強調していると考えることができると考えられる。

他方、アルゼンチンは「事実誤認」概念と「新事実」概念はいずれも判決に対して「外在的」なものであるとしてその同一性を主張した(以下、同一説)。すなわち、「付属書」四〇条二項に規定された再審事由は、判決以前に存在していたが、当時は知られていなかった事実が判決後に発見された場合に作用するものであり、この事実は訴訟行為や訴訟資料における事実誤認を表すものである」という(アルゼンチンの再抗弁書一七項)。その主張の背景には、事実誤認基準の不明瞭性に対する危惧から、国際仲裁手続の一般規則に適合した再審事由、すなわち新事実基準の適用を求めていると解することができる。⁽²⁷⁾

以上のように、本件に適用される再審事由(事実誤認基準)について、チリ(区別説)とアルゼンチン(同一説)の見解は対立していたが、この点について仲裁裁判所の九五五年判決は明確な判断基準を提示することなく、次のよ

うに述べて両説を折衷した。「付属書四〇条二項の事実誤認が判決の再審の根拠となるためには次の三条件を満たす必要がある。(a)誤認が事実に関するものであること、(b)当該誤認が『訴訟行為又は訴訟資料』に起因するものであること、(c)全体として、又は部分的に、判決が当該誤認の帰結として齎されたものであること。さらに、これらの要件に加えて、国際法上一般に認められる要件が付加されなければならない」(傍点玉田)。すなわち、仲裁裁判所によれば、付属書四〇条の文言から導かれる事実誤認基準に加えて、「国際法上一般に認められた」再審事由である新事実基準をも同時に適用するというのである。

本件の再審事由を巡る両国の対立と裁判所の判断から、以下の点を指摘することができる。第一に、再審事由の内容を巡る両国の見解の相違は、各当事国が自国に有利な解釈を採用した結果であり、それ自体は特に注目に値しないが、他方で、南米諸国において伝統的に採用されてきた事実誤認基準について、その内容が訴訟当事国間で異なる解釈の余地を認めるほど多義的であることが示された。第二に、当事国間の解釈の対立に対して仲裁判決は明確な見解を示さなかった。しかも、コンプロミに規律される固有の仲裁裁判手続に対して一般法基準が適用される理由は明らかではない。とは言え、仲裁裁判所の判断では、コンプロミ上の再審事由(事実誤認基準)と一般国際法上の再審事由(新事実基準)が少なくとも概念上は区別されているように思われる。他方で、第三に、事実誤認基準の形成過程で見たように、アルゼンチンを一方当事国とする仲裁条約が同基準の形成に多大な役割を果たしたという歴史的経緯に鑑みれば、同国が同一説を主張していることは、二つの基準の間に共通項を認め得る余地があることを示していると解することもできる。

以上のように、裁判所は再審事由に関して折衷的な態度を示したが、実際の再審審理においては、原判決における事実誤認を否定し、チリが提起した多岐に渡る再審請求をすべて棄却した。そこで、次に、九五年判決における再審審理の内容を検討しておこう。

本件の再審請求の根幹は次の一点に集約されるものであった。すなわち、九四年判決は一九〇二年判決で確定された国境線を維持する判断を示したが、その国境線は変動性のある氷河地帯に引かれており、一九〇二年時点の国境線と同一のものとはなり得ないという点にある。

チリの第一再審請求は、同時性原則の違反、国境の安定性原則の違反等を主張するものであったが、裁判所は「事実誤認」(error of fact) と「法の誤り」(error of law) の概念を峻別すべきことを指摘し、「法の誤りの帰結としての事実誤認」というような中間的概念の存在を否定してチリの請求を棄却した。

チリの第二再審請求は、国境線が氷河地帯に引かれたという点に関するものであり、具体的には次の四点が「事実誤認」と主張されている。(a)判決が氷河の上に国境線を引いたこと、(b)本質的に変動的で移動する氷河地帯の分水界(water-parting)の上に国境線が引かれたこと、(c)判決が、国境線を一九〇二年に存在した境界線と同一のものであるとしたこと、(d)判決が特定した境界線が、地理的現実と一致しない地図(アルゼンチンとチリの混合境界委員会の五万分の一の地図)に依拠していたことである。仲裁裁判所は次のようにチリの主張をすべて退けて、第二再審請求を棄却した。

請求(a)については、国境線を氷河上に引くことについてチリ自身が認めていたことを指摘しつつ、氷河上に国境線を引いた九四年判決の判断は「誤謬によつて齎されたものではない」と結論付ける。

請求(b)については、変動性のある地形による国境設定の例があることを指摘しつつ、一八九八―一九〇二年の仲裁判決の時点で、チリが既に氷河地帯の流動性を認識していたことを指摘している。判決によれば、氷河の流動性の主張を「事実誤認とみなせば、チリの主張は一八九九―一九〇二年のチリの主張にも影響を与えていたであろう」と述べる。判決はさらに、氷河の流動性についてのチリの証明が不十分である点を指摘しつつ、国境は法的概念であつて、氷河の流動性とは関係がないと判断し、氷河上に国境線を引いた九四年判決は法的判断であつて、再審規

定上の事実誤認に基づくものではないと述べる。^(註)

請求(c)については、九四年判決が確定した国境線は、一九〇二年判決時に実際に存在した分水界の跡を辿るため、両者は一致し、氷河の流動性には影響されないとする。^(註)

請求(d)については、裁判所の任命した専門地理学者が、問題の地図が現実の地形に合致していると結論付け、裁判所がこれを承認しており、さらにチリ自身が当該地図を援用して自己の主張を展開しているため、今更地図の誤謬を主張することはできないとする。このように、仲裁裁判所はチリが主張するすべての事実誤認について、再審理由として認められないと結論付けている。^(註)

以上のように、本件のチリの第一再審請求に関しては、第一判決（一九九四年判決）の法解釈の誤りを問うものであり、アルゼンチンが主張したように、法律問題や事実の法的評価に関わる「上訴」に該当すると言えよう。^(註) 他方で、チリの第二再審請求に対する裁判所の判断に関しては、いずれも九四年判決における「事実誤認」を否認するものであるが、請求(b)については、チリが氷河の流動性を判決時に了知していた点を請求棄却の根拠の一つとしており、この判断は新事実基準の適用方法に類似していると言える。ただし、裁判所自身は、「国際法上一般に認められた」再審事由をどの部分で適用しているのかを明らかにしておらず、本件において採用された再審事由の内容に関しては不明確な点が残っている。

第五節 二基準の区別説と同一説

以上の検討から、再審事由の形成経緯について次のように纏めることができる。

第一に、ハーグ会議以前の再審規定では事実誤認基準が用いられていたが、ハーグ会議（一八九九年）において新事実基準への転換が図られ、その後、紛争解決に関する多数国間条約においては一貫して新事実基準が採用され

ている。ただし、そもそもハーグ条約で採用された新事実基準に関しては、内容に曖昧さが残っており、事実誤認や事実認定の誤謬を含める余地を残している。

第二に、ハーグ条約以降も、南米諸国の仲裁条約では事実誤認基準が依然として採用されており、実際にデシエルト湖事件（一九九五年判決）において同基準が適用された。ただし、本件では典型的な事実誤認基準の適用に際して、仲裁裁判所は「国際法上一般に認められる」再審要件も適用されるとしつつ、原判決における「事実誤認」の存在を否定した。

以上のように、国際裁判における再審事由は、事実誤認基準と新事実基準の間を揺れ動く形で形成されてきているものの、両基準の区別については明確ではないため、両者の関係についてはより慎重な検討を要する。ここで第一に検討すべき点は、事実誤認基準を採用している南米諸国の実行をいかに評価するかという問題である。学説上は、この地域の実行を一般化するものも見られるが、事実誤認基準はあくまでも南米諸国に特殊固有の法現象であり、これを一般化するのには困難である。この点で、南米諸国の実行の特殊性を指摘したのは、スペイン王仲裁事件（国際司法裁判所一九六〇年判決）において反対意見を付したオルギン（Urrutia Holguin）特任裁判官（ニカラグア側選任）であった。同意見によれば、仲裁判決に対する異議申立手続について、米州諸国と欧州諸国では別個の概念が発達したのであり、その理由は次のように説明される。すなわち、一方で欧州諸国は、当時（一九世紀末から二〇世紀初頭）米州諸国を相手とした損害賠償請求訴訟を仲裁に付託し、さらに同訴訟で勝訴したため、多くの判決が明らかに不当で（*injuste*）無効であったにも関わらず、判決の既判力原則を損なう不服申立手続に対して消極的であった。これに対して米州諸国は、このような欧州諸国の権利濫用に対処するために、仲裁判決の有効性を争うための法的権利を明示的に承認するに至ったというのである。このような見解に対して、紛争処理に関する多数国間条約においては南米諸国の特殊な法的見解は反映されておらず、それ故、米州諸国と欧州諸国の間に法的見

解の相違は見出されないという主張も見られる。いずれにせよ、南米特殊論は、新事実基準と事実誤認基準の区別に含まれるものである。そこで、以下でその主張内容を検討することにしよう。

(1) 区別説

新事実基準と事実誤認基準を区別する見解(区別説)は、次のように実体的側面と手続的側面において両基準の区別を主張する。

第一に、両基準は原判決の事実認定における「誤り」を審理対象とするか否かという点において実体的に区別される。すなわち、事実誤認は「間違いや誤った評価」あるいは事実に関する「本質的な誤謬」を含むため、事実誤認基準に基づく再審手続は、原判決の判断内容の实体的妥当性に踏み込む「実体的な検証」(une vérification matérielle)に他ならない。これに対して、新事実基準は原判決の判断の誤謬を審査するものではないとされる。例えばデルベズ(Delbes)によれば、再審手続においては「判事は事実の評価にも文書の解釈にも立ち戻ることとはできない。従って、新事実の発見は判事による誤謬(Terreur du juge)と混同されるものではない」という。同様に、シベール(Sibert)は次のように指摘している。「裁判官の誤謬(Terreur du juge)とは、既に知られた行為や状況の解釈に際して裁判官が思い違いをする(se tromper)ことであり、『新事実』はこの誤謬と混同されてはならない」。すなわち、「既知」の事項に関しては裁判官の「誤謬」が問題となるが、再審事由である「新事実」は「未知」の事項に関するものであって、そこには裁判官の「誤謬」は介在しないというわけである。

第二に、区別説によれば両基準は手続的にも区別される。すなわち、新事実基準が「再審」事由とされるのに対して、事実誤認基準は「上訴」事由とみなされる。この場合、事実誤認基準は原判決の事実認定が実質的に正しかったか否か(a bien ou mal jugé)とどうも当否判断を含むことになるため、この判断は再審ではなく上訴(l'appel)

とみなされる。この点で、Baron de Neuflize 事件（一九二七年七月二九日判決）において仏独混合仲裁裁判所は次のように述べている。「再審においては、裁判所が総体としての事実を正確に解釈したか否かを評価することは問題とはならない。それはまさに上訴裁判官 (un juge d'appel) の任務である」。このように、事実評価の再検討は上訴手続に該当するため、再審手続においては認められないと主張される。⁽²⁵⁾

以上のように、実体的区別（誤謬の有無）と手続的区別（上訴と再審）を根拠とすることにより、一見すると新事実基準と事実誤認基準は明確に区別され得るように見える。また、区別説によれば、再審事由の変遷経緯についても次のように鮮やかに説明できる。すなわち、再審事由は事実誤認基準から新事実基準へと転換しており、そこでは再審要件の厳格化と上訴手続の排除という二つの側面が見られるが、この二つの側面は、原判決の既判力の保護という方向性において収斂するという訳である。

(2) 同一説

他方で、上述のように、実行や判例を詳細に検討すると、両基準を明確に区別することが容易ではないことが明らかになる。その形成過程に鑑みるに、両基準には共通する部分が多く見られるのである。

第一に、事実誤認基準が新事実基準に同一化する要素を有している。そもそも事実誤認基準の起源であるコルシンの国際仲裁規則案（一八九五年）の四〇条（再審規定）を注意深く検討すると、同条は再審事由として「事実誤認」を明示しつつも、その内容として、「判決が特定の行為や事実の存在又は欠如に明示的に依拠しており、これが裁判所には知られていなかったか、あるいは証明され得なかったものであることを要する」と規定する（傍点玉田）。すなわち、リースマン (Reisman) が指摘するように、「コルシ条項は、仲裁時点で知られていなかった事実に関するものであり、事実の誤った解釈や誤った評価に関するものではない」⁽²⁶⁾。それ故、コルシ案の時点で事実誤認基準と新

事実基準の間に大きな乖離があったとは言えない。

第二に、新事実基準が事実誤認基準に同一化する要素を有している。その理由は、そもそも不明確である「新事実」概念に誤謬の要素が混入するためである。この点について、区別説は新事実基準における誤謬の要素を否定し、「新事実」は「誤った事実」(un fait erroné)ではなく、単に判決が下された時に「知られていなかった事実」(un fait ignoré)であると主張する²⁰。実際の裁判例でも、新事実基準における誤謬性を排除するものがある。例えば上述の Baron de Neufize 事件（一九二七年七月二十九日判決）において仏独混合仲裁裁判所は次のように述べている。「再審は、判決が正しい判断を下したか否か (le bien ou mal jugé) という点を根拠とするものではなく、それ故、法解釈を批判するという点や事実の異なる評価を根拠とするものでもなく、これらを二つ同時に根拠とするものでもない。再審は、唯一、事実に関する情報の不足 (insuffisance d'information par rapport aux faits) を根拠とするものである。従って、再審は事実の誤りも法の誤りも視野に入れることなく、事実認識における欠缺 (lacune) だけを認めることになるのである」²¹。

ところが、ここで重要なことは、この判決においても触れられているように、新事実基準は原判決の「事実認識の欠缺」を認めるという点である。すなわち、特定の事実に関する「無知状態」の存在を前提としているのである。この点で、例えば Jean-Guillaume Krichel 事件（一九二六年三月二三日、一九二八年二月二〇日判決）において仏独混合仲裁裁判所は次のように述べている。「再審手続は、決定的な事実に関して訴訟当事者が置かれていたかも知れない無知状態を回復させる (remédier) ために設けられたものである」²²。

では、原判決における「無知状態」はどのように評価されるのであろうか。この点については、情報不足に起因する無知状態は事実の「歪曲」(entorse)であり、誤謬の一つと捉えられている。例えば、ジュネサイド条約適用事件の先決的抗弁判決の再審請求事件（国際司法裁判所判決二〇〇三年二月三日）において、ユーゴスラヴィア（再

審請求国)は次のように主張している。「裁判所規程六一条自身が、再審請求国と裁判所の双方が原判決の言い渡しの時点で両者にとって未知の決定的事実が存在したことを知らなかったということを前提としている。それ故、規程六一条自身が、まさに誤謬(an error)の存在を前提としているのである」⁴⁴⁾。すなわち、原判決時点における無知状態が原判決の誤謬(error)と解されているのである。

以上のように、無知状態に基づく事実認識の欠缺は事実認定における誤謬を生ぜしめるものであるということが出来る。従って、チェン(Cheng)が指摘するように、「判決に対して決定的影響を与えたであろう事実を判決時に知らなかったことから齎される誤謬(error)は、事実誤認(error in fact)の特殊な一形態である」ということができる。すなわち、「新事実」は「無視された事実」についての無知状態に起因しており、事実誤認の一形態と捉えることができる。従って、再審事由の二つの基準については、同一説が妥当すると言えよう。

おわりに

国際裁判における再審手続は、伝統的に裁判価値の対立という構図において議論されてきた。すなわち、判決の既判力原則に具現される平和要請に対して、客観的事実の追求という正義要請に基づいて再審手続が例外的に認められるというのである。それゆえ、再審手続を制度上認めるか否かという時点では、判決の既判力(確定性)を維持しようとする立場と真実追求に基づく再審手続を認めようとする立場が対立した。ハーグ会議(一八九九年)におけるマルテンス(再審否定説)とホールズ(再審容認説)の見解対立はまさにこの構図に則ったものであった。また、多くの学説や国家実行もこうした価値対立論に依拠しており、確かにこの対立軸には議論構造を明快にするという利点が認められる。

他方で、価値対立論には決定的に不十分な点が見受けられる。それは、正義概念や平和概念の多義性に加えて、価値対立論の根幹である既判力原則に対する例外性が十分に説明されていなかったからである。

これに対して、本稿の検討から導かれる結論は、第一に、多くの学説（毀損説）が認めるように、国際裁判における再審手続は原判決の既判力を毀損するものであるが、その理由は、再審要件に含まれる決定的影響要件により、原判決と「異なる」判決又は「反対の」判決が要請される点にある。これを既判力の推定性との関係から見れば、正しい事実認定という法的推定は絶対的性質を有するものではなく、その法的推定は再審請求が容認される限りにおいて覆される。これをさらに事実誤認論の文脈で言えば、国際裁判における事実誤認の可能性は「法的」にも否定し得ないため、事実認定に関する法的正当化説を貫徹することが困難であることを意味する（第二章）。

第二に、事実認定の法的推定が覆される根拠については、さらに再審事由を検討することによって明らかになる。すなわち、国際裁判における再審事由に関しては新事実基準と事実誤認基準という二つの基準が並存しているが、同一説の説くように、両基準には事実認定における「誤謬」を認めるといふ点で共通性が見られる。すなわち、新事実基準においても、原判決時点で裁判所が認定した事実以外に裁判所が「知らなかった」事実が存在し、これに由来する「事実認識の欠缺」が前提とされる。それ故、「新事実」は「事実誤認」の一形態と考えられるのである。これはすなわち、裁判所による事実認定に関して、客観的合致説が原理的には採用されており、客観的現実との乖離という点において「誤謬」が認められると考えられているといふことができる（第三章）。

以上のように、再審手続は、原判決において考慮されなかった事実を含めた新たな小前提（事実認定）に基づき、原判決とは「異なる」判決を下す手続として再構成することができる。いわば、原判決とは別個独立の新しい推論の形成が行われると言ってもよいであろう。

なお、本稿で見たように、決定的影響要件をはじめとする再審要件の該当性判断は極めて厳格なものである。²⁸⁾こ

れは、原判決の既判力を保護するという要請に基づくと同時に、確定性や予見可能性を確保するためと解されている。すなわち、再審手続は、制度上は上記のように既判力原則の例外としての特異性を認められているが、実際の適用段階では、「判決の」終結性の推定が余りにも強いため、裁判所規程六一条に基づく再審請求が成功するための状況は例外的にならざるを得ない²⁹⁾のである。この点で、本稿では再審手続の制度的性質を中心にその法的性質を検討したが、実際の再審手続においては、再審請求を容認した裁判例がほとんどないことにも注意すべきであろう。さらに、この点に付随して、その他の再審要件にも注意する必要がある。第一に再審請求の時間的要件であり、国際司法裁判所規程六一条四・五項によれば、再審請求は「新事実の発見の時から遅くとも六箇月以内」に（四項）、「判決の日から十年」以内に（五項）提起する必要がある。すなわち、この時間的要件によって判決の確定性が維持される³⁰⁾。第二に、国際司法裁判所規程六一条三項によれば、「裁判所は、再審の手続を許す前に、原判決の条項に予め従うべきことを命ずることができる」と規定されている。この規定は、再審手続の存在を口実として裁判所判決の執行を免れるのを避けるために設けられたものである³¹⁾。

さて、以上のように本稿では既判力原則との関係で、同原則の唯一の例外たる再審手続の法的性質について明らかにしたが、判決の既判力そのものについてはさらなる考察を要するものであり、この点は以後の課題とせざるを得ない。

(1) 「国際裁判」は仲裁裁判と国際司法裁判(司法的解決)の両者を包含する概念であり、我が国では横田喜三郎の使用法に遡る。横田によれば、「国際裁判」には「對事仲裁々判、常設仲裁々判及び常設司法裁判」という「三つの主なる態様」があるという。横田喜三郎「国際裁判の歴史的研究」国家学会雑誌三七号(一九二三年)一〇六頁。同「国際裁判の本質」(岩波書店一九四一年)二頁。なお、出岡良一は次のように評している。「わが国では横田喜三郎博士が、仲裁裁判と司法的解決とを含む言葉として『国際裁判』という語を戦前から使っておられる。洋語としてこれに対応する学術語は発見できないように思われる。し

- かし邦語としては便利な言葉であるから、これを使用するのにもよると思う。田國良『国際法Ⅲ(新版)』(有斐閣一九七三年)五頁。邦語では「juridiction internationale」なり「裁判権」なり。Louis CAVARÉ, « La notion de juridiction internationale », *A.F.D.I.*, tome 2 (1956), p. 496 ; Christian PHILIP et Jean-Yves DE CARA, « Nature et évolution de la juridiction internationale », in S.F.D.I., *La juridiction internationale permanente* (colloque de Lyon, 1987), p. 11 ; Charles LEBEN, « La juridiction internationale », *Droits. Revue française de théorie juridique*, tome 9 (1989), p. 143.
- (2) Jean BASDEVANT, *Dictionnaire de la terminologie du droit international* (publié sous le patronage de l'Union académique internationale, Sirey, 1960), p. 546.
- (3) C6/CR 2003/2 (le Salvador, P.-M. Dupuy), para. 6 ; Leonardo Nemer Caldeira BRANT, « L'autorité de la chose jugée et la révision devant la Cour internationale de justice à la lumière des derniers arrêts de celle-ci (Yougoslavie c. Bosnie et El Salvador c. Honduras) », *A.F.D.I.*, tome 49 (2003), p. 248 ; Joe VERHOEVEN, « A propos de la fonction de juger en droit international public », in Philippe GERARD et al (éds.), *Fonction de juger et pouvoir judiciaire, transformations et déplacements* (Bruxelles, Facultés universitaires Saint-Louis, 1983), p. 449.
- (4) Dominique CARREAU, *Droit international*, 7^e éd. (Paris, Pedone, 2001), p. 619.
- (5) Simon RUNDSTEIN, « La Cour permanente de justice internationale comme instance de recours », *R.C.A.D.I.*, tome 43 (1933), pp. 5-6.
- (6) Aida AZAR, *L'exécution des décisions de la Cour Internationale de Justice* (Bruylant, Université de Bruxelles, 2003), p. 127.
- (7) Michel DUBISSON, *La Cour internationale de justice* (Paris, L.G.D.J., 1964), p. 250 ; Mario SCERNI, « La procédure de la Cour permanente de justice internationale », *R.C.A.D.I.*, tome 65 (1938), p. 671.
- (8) 山本克己は次のように指摘している。「近代の民事訴訟においては不当判決が生じる原因は二つある。一つは、実体法のルールの適用を誤ることである。しかし、この問題は民事訴訟法学の守備範囲を越えるためか、二つは「民事訴訟法学の議論は、もつ一つの原因である司法事実の誤った確定に集中した」。山本克己「民事訴訟の現在」『現代社会と司法システム』(岩波講座現代の法 五)(岩波書店一九九七年)一七五頁。
- (9) Daniel BARDONNET, « De l'équivoque des catégories juridiques : la révision des sentences arbitrales pour "erreur de fait" ou "fait nouveau" dans la pratique latino-américaine » in C.A.ARMAS BAREA et al (éd.), *Liber Amicorum "In Memoriam" of Judge José María Rada* (Kluwer, The Hague, London, Boston, 2000), p. 190 ; Paul REUTER, « La

- motivation et la révision des sentences arbitrales à la Conférence de la paix de la Haye (1899) et le conflit frontalier entre le Royaume-Uni et le Venezuela», in Vladimir IBLER (Texte rédigé par), *Mélanges offerts à Jozef Androssy* (La Haye, Martinus Nijhoff, 1968), p. 244 ; Ernest NYS, « La révision de la sentence arbitrale », *R.D.I.L.C.* (1910), pp. 616-617.
- (10) なお、価値対立の背景には「国際裁判の制度設計者たる諸国家の意識における『両面性』(Tambivalence)を指摘する(1)と、*ひるむ* すなわち「一方の国に有利な判決については『既判事項の不可変更原則』を強調して、他方、*白国*に不利な判決については『非難する』(attaquer) 両面性を強調する(2)とを認める。Santiago TORRES BERNÁRDEZ, « À propos de l'interprétation et de la révision des arrêts de la Cour internationale de justice », in *Le droit international à l'heure de sa codification, Etudes en l'honneur de Robert Ago*, tome 3 (Milano, Giuffrè, 1987), p. 444 ; Guy DE LACHARRIÈRE, *La politique juridique extérieure* (Institut français de relations internationales, Paris, Economica, 1983), pp. 105-176 ; Elisabeth ZOLLER, « Observations sur la révision et l'interprétation des sentences arbitrales », *A.F.D.I.*, tome 24 (1978), p. 329 ; Leonardo Nemer Caldeira BRANT, *L'autorité de la chose jugée en droit international public* (Paris, L.G.D.J., 2003), p. 322.
- (11) Georg SCHWARZENBERGER, *International Law as Applied by International Courts and Tribunals*, Vol. 4 (International Judicial Law) (London, Stevens & Sons Limited, 1986), p. 683 ; C6/CR 2003/2 (le Salvador, M^{me} Brizuela de Ávila), paras. 30 et 53. *再審手続*は「不正な判決を『*making reparation for an injustice*』なる手続を『*原状回復*』(restitutio in integrum) 手続に等置するもの」 James Brown SCOTT (under the supervision of), *The Proceedings of the Hague Peace Conferences, Translation of the Official Texts, The Conference of 1899* (prepared in the Division of International Law of the Carnegie Endowment for International Peace) (New York, Oxford University Press, 1920), p. 621 ; Mario SCERNI, *supra* note (7), p. 671.
- (12) Daniel BARDONNET, *supra* note (9), p. 194.
- (13) Mario SCERNI, *supra* note (7), p. 671 ; Leonardo Nemer Caldeira BRANT, *supra* note (10), p. 24.
- (14) C6/CR 2003/4 (le Salvador, M. Castro).
- (15) Abdelhamid EL OUALI, *Effets juridiques de la sentence internationale. Contribution à l'étude de l'exécution des normes internationales* (Paris, L.G.D.J., 1984), p. 111.
- (16) Nguyen QUOC DINH, Patrick DAILLIER et Alain PELLET, *Droit international public*, 7^e éd. (Paris, L.G.D.J., 2002), p. 885 ; Charles ROUSSEAU, *Droit international public* (Sirey, Paris, 1953), p. 500.

- (17) Elisabeth ZOLLER, *supra* note (10), p. 331.
- (18) Georges SCELLE, *Manuel de droit international public* (Domat-Montchrestien, Paris, 1948), p. 686.
- (19) Paul FORIERS, « Considérations sur la preuve judiciaire », in Ch. PERELMAN et P. FORIERS (Études publiées par), *La preuve en droit* (Bruxelles, Bruylant, Travaux du centre national de recherches de logique, 1981), p. 317.
- (20) Elisabeth ZOLLER, *supra* note (10), p. 351.
- (21) Paul REUTER, *supra* note (9), p. 245.
- (22) Léon AUDRY, *La révision de la sentence arbitrale* (Paris, Librairie de jurisprudence ancienne et moderne, 1914), p. 7 ; M. G. DE LAPRADELLE, *La Conférence de la Paix (La Haye, 18 mai-29 juillet 1899)* (par la Revue générale de droit international public. Compte rendu des travaux de la Conférence et appréciation critique, par M. G. de Lapradelle, Paris, Pedone, 1900), p. 176.
- (23) Christine GRAY and Benedict KINGSBURY, "Developments in Dispute Settlement : Inter-State Arbitration since 1945", *B.Y.I.L.*, vol. 63 (1992), pp. 130-131.
- (24) Gaetano MORELLI, « La théorie générale du procès international », *R.C.A.D.I.*, tome 61 (1937), pp. 327-328 ; Louis DELBEZ, *Les principes généraux du contentieux international* (Paris, L.G.D.J., 1962), p. 130.
- (25) Gilbert GUILLAUME, « Preuves et mesures d'instruction », in S.F.D.I., *La juridiction internationale permanente* (colloque de Lyon, Paris, Pedone, 1987), p. 192.
- (26) 小室直人「事実認定管見」『訴訟物と既判力』(民事訴訟法論集上)(信山社一九九九年)二五二頁。
- (27) 酒巻匡・山本和彦『裁判の法と手続』(放送大学教育振興会二〇〇四年)一三三頁。
- (28) 山本克己「民事訴訟の現在」『現代社会と司法システム』(岩波講座 現代の法五)(岩波書店一九九七年)一七三—一七四頁。
- (29) 廣中俊雄『法と裁判』(東京大学出版会一九六一年)三三三頁(傍点原文)。
- (30) 法理論上は、訴訟以前に存在するはずの事実が「客観的現実」(la réalité objective)とされ、裁判所による事実認定の結果である「司法的現実」(la vérité judiciaire)と区別される。なお、「客観的現実」は「実体的真実」(la vérité matérielle)や「実体的事実」(le fait matériel)と表現されることもある。Paul FORIERS, *supra* note (19), p. 324 ; Henri BATTIFOL, « Observations sur la preuve des faits », in Ch. PERELMAN et P. FORIERS, *La preuve en droit* (Bruxelles, Bruylant, Travaux du centre national de recherches de logique, 1981), p. 304.

- (31) Thomas M. FRANCK and Peter PROWS, "The Role of Presumptions in International Tribunals", *The Law and Practice of International Courts and Tribunals*, vol. 4 (2005), p. 241.
- (32) Jacques VERGÈS, *Les erreurs judiciaires* (PUF, Que sais-je?, 2002), p. 3.
- (33) Léon AUDRY, *supra* note (22), p. 35.
- (34) ユルベーン・ハーベーマス著(河上倫逸・耳野健三訳)『事実性と妥当性(上)——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』(未來社二〇〇二年)二六六頁。
- (35) 中谷和弘「国際裁判における事実認定と証拠法理」松田幹夫編『流動する国際関係の法』(国際書院一九九七年)二二二頁。
- (36) Henri BATIFFOL, *Problème de base de philosophie du droit* (Paris, L.G.D.J., 1979), p. 239; Henri BATIFFOL, *supra* note (30), p. 303.
- (37) Hans KEISEN, "Recognition in International Law, Theoretical Observations", *AJIL*, vol. 35 (1941), p. 606.
- (38) フレドリック・サルモン(Salmon)の次の言及は極めて重要である。「現実(*la réalité*)は、所与のものについての実体的な存在概念を齎すものである。確かに、正しい(*vrai*)とどうも文句は、『現実が存在するもの』(*ce qui existe réellement*)という意味を有することもある。しかしながら、現実(*la réalité*)とは一切関係のない通常の制度において、特定の裁断が正当なもの(*legitime*)であるような場合、言明が現実のもの(*réel*)ではなくにも関わらず、現実(*vrai*)であることがあり得る」。Jean SALMON, «Le fait dans l'application du droit international», *R.C.A.D.I.*, tome 175 (1982), p. 288. すなわち、サルモンは裁判内の「真実」(*la vérité*)と裁判外の「現実」(*la réalité*)が乖離する可能性を認め、前者がその正当性ゆえに「真実」とみなされると主張している。
- (39) Jean BASDEVANT, *supra* note (2), p. 114.
- (40) 伊東乾「訴訟に先立つ法」法学研究四〇巻三号(一九六七年)一〇一—一頁。
- (41) 法的正当化説の考え方を推し進めると、裁判における事実認定の正当性は、法的権限を付与された訴訟手続が有する「決断主義」的な判断作用に求められることになる。佐上義和「裁判の正当性についての一試論——ルーマンの『手続による正当化』をめぐって——」立命館法学一八三・一八四号(一九八五年)九九八頁。
- (42) Ambroise COLIN et Henri CAPTANT, *Cours élémentaire de droit civil français*, 10^{ème} éd., tome premier (1942), p. 99.
- (43) Slavco STOYKOVITCH, *De l'autorité de la sentence arbitrale en droit international public* (Paris, Librairie de droit et de jurisprudence, 1924), p. 166.
- (44) Durward V. SANDIFER, *Evidence Before International Tribunals*, Revised Edition (University Press of Virginia,

- Charlottesville, 1975), p. 403.
- (14) *L'affaire Société commerciale de Belgique, C.P.J.I., Série A/B, No. 78*, p. 175.
- (15) Shabtai ROSENNE, "Res Judicata : Some Recent Decisions of the International Court of Justice", *B.Y.I.L.*, vol. 28 (1951), p. 365.
- (16) Léon AUDRY, *supra* note (22), p. 9.
- (17) Abdelhamid EL OUALI, *supra* note (15), p. 71.
- (18) Louis CAVARÉ, *Le droit international public positif*, troisième éd., tome 2 (Paris, Pedone, 1969), p. 361 ; E. K. NANTWI, *The Enforcement of International Judicial Decisions and Arbitral Awards in Public International Law* (Leyden, A.W. Sijthoff, 1966), p. 66 ; Elisabeth ZOLLER, *supra* note (10), p. 331.
- (19) Trail Smelter Case, Award of March 11, 1941, *R.I.A.A.*, vol. 3, pp. 1950-1951.
- (20) Charles DE VISSCHER, « La chose jugée devant la Cour internationale de la Haye », *R.B.D.I.*, tome 1 (1965), p. 5 ; Charles DE VISSCHER, *Aspects récents du droit procédural de la Cour internationale de justice* (Paris, Pedone, 1966), p. 178.
- (21) Mario SCERNI, *supra* note (7), p. 670.
- (22) A/CN.4/18, *Annuaire C.D.I.*, 1950, vol. 2, p. 144, para. 95.
- (23) Michel DUBISSON, *supra* note (7), p. 247 ; Paul FORIERS, *supra* note (19), p. 318.
- (24) A/CN.4/18 (Rapport par Georges Scelle, rapporteur spécial), *Annuaire C.D.I.*, 1950, vol. 2, p. 144, para. 95.
- (25) Charles DE VISSCHER, *supra* note (51), p. 5.
- (26) Jean BASDEVANT, *supra* note (2), p. 114.
- (27) Henri ROLAND, *Lexique juridique, expressions latines*, 2^e éd. (Paris, Litec, 2002), p. 214.
- (28) Ambroise COLIN et Henri CAPTANT, *supra* note (42), p. 99.
- (29) *ibid.*
- (30) Henri THÉVENAZ, *Les compromis d'arbitrage devant la Cour permanente de justice internationale* (Pedone, Paris, 1938), p. 19.
- (31) Gaetano MORELLI, *supra* note (24), p. 327.
- (32) Santiago TORRES BERNÁRDEZ, *supra* note (10), p. 477.

- (64) Gaetano MORELLI, *supra* note (24), p. 327.
- (65) 深津榮一「国際判決の執行をめぐる諸問題」国際法外交雑誌六四巻六号（一九六六年）五四一頁。同『国際社会における法適用過程の研究』（有信堂一九六九年）三二〇頁。
- (66) C6/CR2003/2 (le Salvador, Mme Brizuela de Ávilal), paras. 26-27.
- (67) C6/CR 2003/3 (le Honduras, M. Contreras), para. 1.10 ; C6/CR 2003/3 (Honduras, M. Meese), para. 1.
- (68) アンチオロッチ (Anziolotti) のよれば「判決本文のみが義務的であるとされている場合、判決本文において実際に記載された（*matériellement écrit*）ものだけが裁判所の判決であるというわけではない。むしろ、判決本文を十分に理解し、特に請求原因（*causa petendi*）を特定するためには、はたして判決理由（*les motifs*）を用いる必要があることは確かである」という。Opinion dissidente du Juge ANZILOTTI dans l'affaire *l'Interprétation des arrêtés nos 7 et 8 (Usine de Chorédu)*, *C.P.J.I., série A, n° 13*, pp. 23-24 ; Jean SALMON, « L'autorité des prononcés de la Cour internationale de la Haye » in *Arguments d'autorité et arguments de raison en droit* (Études publiées par Patrick Vassart, sous la direction de G. Harscher et al.) (Bruxelles, Travaux du centre national de recherche de logique, 1988), pp. 24-25.
- (69) Gaetano MORELLI, *supra* note (24), p. 319 ; Louis DELBEZ, *supra* note (24), p. 135 ; Afida AZAR, *supra* note (6), p. 59, para. 84.
- (70) Santiago TORRES BERNÁRDEZ, *supra* note (10), p. 471 (note 97).
- (71) Robin GEIB, "Revision Proceedings before the International Court of Justice", *Za.á.R.V.*, Bd. 63 (2003), S. 172.
- (72) José SETTE-CAMARA, « Les modes de règlement obligatoire », in Mohammed BEDJAOUI (rédacteur général), *Droit international public : Bilan et perspective* (Pedone, Paris, 1991), p. 565.
- (73) Étienne GRISEL, « Res judicata : l'autorité de la chose jugée en droit international », in B. DUTOIT et E. GRISEL (éds.), *Mélanges Georges Perrin* (Lausanne, Diffusion Payot, 1984), p. 151.
- (74) La Cour permanente de justice internationale, la session préliminaire, vingt-septième séance, tenue au Palais de la Paix, la Haye, le 10 mars 1922, *C.P.J.I., série D (Actes et documents relatifs à l'organisation de la Cour), N°2 Préparation du Règlement de la Cour* (1922), p. 156.
- (75) A.Geoffre DE LAPRADELLE, « L'arbitrage international en 1897 (Chronique internationale 1897) », *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, tome 10 (1898), p. 525.
- (76) Santiago TORRES BERNÁRDEZ, *supra* note (10), pp. 461-462.

- (17) Georges SCELLE, *supra* note (18), p. 686.
- (18) Simon RUNDSTEIN, *supra* note (5), p. 8 ; Gáttano MORELLI, *supra* note (24), p. 334.
- (19) Gáttano MORELLI, *supra* note (24), p. 334.
- (20) Moncef KDHIR, *Dictionnaire juridique de la Cour internationale de justice*, 2^{ème} éd. (Bruxelles, Bruylant, 2000), p. 304 ; Leonardo Nemer Caldeira BRANT, *supra* note (3), p. 249.
- (21) Genevière GUYOMAR, *Commentaire du règlement de la Cour internationale de justice, Interprétation et pratique* (Paris, Pedone, 1983), p. 628.
- (22) Elisabeth ZOLLER, *supra* note (10), p. 345.
- (23) Leonardo Nemer Caldeira BRANT, *supra* note (10), p. 323.
- (24) Paul GUGGENHEIM, *Traité de droit international public avec mention de la pratique internationale et suisse*, Tome 2 (Librairie de l'Université, Georg et C^e S.A., Genève, 1954), p. 167 ; Robert KOLB, *Théorie du ius cogens international : Essai de relecture du concept* (PUF, 2001), p. 340 ; Mario SCERNI, *supra* note (7), p. 671 ; 李京高著「國際司法裁判制度」(台華國際法學雜誌一九九六年)三六四頁。
- (25) Bin CHENG, *General Principles of Law as applied by International Courts and Tribunals* (Grotius Publications, 1987), p. 372.
- (26) Michel DUBISSON, *supra* note (7), p. 249.
- (27) L'affaire *Interprétation des arrêtés nos 7 et 8 relatifs à l'Usine de Chorazou*, *C.P.J.I. série A, N° 13*, 1927, p. 21.
- (28) Affaire de la délimitation du plateau continental entre Royaume-Uni de Grande-Bretagne et d'Irlande du Nord et République française, décision du 14 mars 1978, *R.I.A.A.*, vol. 18, p. 366.
- (29) Elisabeth ZOLLER, *supra* note (10), pp. 332-333.
- (30) A/CN. 4/18 (Rapport par Georges Scelle, rapporteur spécial), *Annuaire C.D.I.*, 1950, vol. 2, p. 144, para. 95 ; A/CN. 4/109, *Annuaire C.D.I.*, 1957, vol. 2, p. 12, para. 78.
- (31) Georges SCELLE, *supra* note (18), p. 686.
- (32) L'arrêt de la Chambre de la C.I.J. dans l'affaire relative à la *Demande en révision de l'arrêt du 11 septembre 1992 en l'affaire du différend frontalier terrestre, insulaire et maritime (El Salvador/Honduras ; Nicaragua (intervenants) (El Salvador c. Honduras)*, [ci-après indiquée comme l'affaire *Révision (différend)*], para. 55.

- (83) L'arrêt de la Chambre de la C.I.J. dans l'affaire *Révision (différend)*, para. 40.
- (84) Robin GEIG, *supra* note (71), S. 182; Philippe WECKEL, « Chronique de jurisprudence internationale », *R.G.D.I.P.*, tome 108 (2004), p. 231; Malcolm N. SHAW, "Application for Revision of the Judgment of 11 September 1992 in the Case concerning the *Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras : Nicaragua intervening)*, (*El Salvador v Honduras*). Judgment of 18 December 2003", *I.C.L.Q.*, vol. 54 (2005), p. 1019.
- (85) Santiago TORRES BERNARDEZ, *supra* note (10), p. 479.
- (86) A/CN.4/18, *Annuaire C.D.I.*, 1950, Vol. 2, p. 145, para. 99.
- (87) 宇野 実徳の再審請求審理のなごは原判決のレビュー・コメント・インタビューの特定が困難であることが指摘されている。Opinion dissidente du Juge *ad hoc* Paolillo dans l'affaire *Révision (différend)*, para. 4.
- (88) James Brown SCOTT, *supra* note (11), p. 619.
- (89) *C.I.J. Recueil* 1985, p. 198, para. 11.
- (90) *C.I.J. Recueil* 1985, pp. 213-214, para. 39.
- (91) Mario SCERNI, *supra* note (7), p. 672.
- (92) Opinion individuelle du Juge Koroma, para. 2 dans l'affaire relative à la *Demande en révision de l'arrêt du 11 juillet 1996 en l'affaire relative à l'application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide (Bosnie-Herzégovine c. Yougoslavie)*, Exceptions préliminaires, (*Yugoslavie c. Bosnie-Herzégovine*). Arrêt de la C.I.J. du 3 février 2003 [ci-après indiquée comme l'affaire *Révision (génocide)*] ; A/CN.4/113 (Rapport de Georges Scelle), *Annuaire C.D.I.*, 1958, vol. 2, p. 12, para. 27 ; Bin CHENG, *supra* note (85), p. 366.
- (93) L'arrêt de la Chambre de la C.I.J. dans l'affaire *Révision (différend)*, para. 51.
- (94) Le jugement du 29 juillet 1927 par le Tribunal arbitral mixte franco-allemand dans l'affaire *Baron de Neuflize*, *Recueil des décisions des tribunaux arbitraux mixtes institués par les traités de paix*, [d'orénavant : *Rec. T.A.M.*], tome 7 (1928), p. 632.
- (95) Leonardo Nemer Caldeira BRANT, *supra* note (3), p. 249 ; Bin CHENG, *supra* note (85), p. 366 ; Opinion dissidente du Juge *ad hoc* Paolillo dans l'affaire *Révision (différend)*, para. 4.
- (96) Affaire du *Monastère de Saint-Naam (Frontière albanaise)*, *C.P.J.I. Série B, No 9*, 1924, p. 15, 21.
- (97) *C.P.J.I. Série B, No 9*, 1924, p. 22.

- (108) ここで、判決内容を「詳細」にするための手続は、判決の「意義又は範囲」を明かにするための手続である解釈手続（国際司法裁判所規程六〇条）である。
- (109) Louis DELBEZ, *supra* note (24), p. 139 ; Georges SCHELLE, *supra* note (18), p. 686.
- (110) Jean SALMON (sous la direction de), *Dictionnaire de droit international public* (Bruxelles, Bruylant, 2001), p. 1011.
- (111) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣 一九九六年）三八六頁。
- (112) *C.I.J. Recueil* 1985, p. 214, para. 39.
- (113) Le jugement du 24 octobre 1923 par le Tribunal arbitral mixte allemand-yougoslave dans l'affaire *Epoux Ventense c. Etat S.H.S.* Rec. T.A.M., tome 7 (1928), pp. 82-83 ; Le jugement du 28 mars 1924 par le Tribunal arbitral mixte germano-belge dans l'affaire *La Suedoise c. Rolley*, Rec. T.A.M., tome 4 (1925), p. 316.
- (114) Le Secrétaire, N. U. (préparé par), *Commentaire sur le projet de convention sur la procédure arbitrale adopté par la Commission du droit international à sa cinquante session*, A/CN.4/92 (1955), p. 103.
- (115) Le jugement du 29 juillet 1927 par le Tribunal arbitral mixte franco-allemand dans l'affaire *Baron de Neufville*, Rec. T.A.M., tome 7 (1928), p. 633.
- (116) Joe VERHOEVEN, *Droit international public* (Larcier, Bruxelles, 2000), p. 729.
- (117) *Annuaire de la C.D.I.*, 1958, vol. 2, p. 89.
- (118) Daniel BARDONNET, *supra* note (9), p. 194 ; José SETTE-CAMARA, *supra* note (72), p. 559.
- (119) Jean SALMON, *supra* note (110), p. 951.
- (120) Jean COMBACAU et Serge SUR, *Droit international public*, 4^e éd. (Montchrestien, Paris, 1999), pp. 599-600.
- (121) Kenneth S. CARLSTON, *The Process of International Arbitration* (Greenwood Press, Publishers, Westpoint, Connecticut, 1946), p. 237.
- (122) Elisabeth ZOLLER, *supra* note (10), p. 341 ; Durward V. SANDIFIER, *supra* note (44), p. 455.
- (123) W. Michael REISMAN, *Nality and Revision. The Review and Enforcement of International Judgments and Awards* (New Haven and London, Yale University Press, 1971), p. 210.
- (124) Marcel SIBERT, *Traité de droit international public. Le droit de la paix*, tome deuxième (Paris, Dalloz, 1951), p. 457.
- (125) Le Projet de l'Institut de 1875 sur le règlement pour la procédure arbitrale internationale, *Annuaire de l'Institut de droit international*, première année, tome 1 (1877) (Réimpression Schmidt Periodicals GMBH 1994), p. 133.

- (61) Léon AUDRY, *supra* note (22), p. 28.
- (62) Levin GOLDSCHMIDT, «Projet de règlement pour tribunaux arbitraux internationaux. présenté à l'Institut de droit international (session de Genève, 1874)», *R.D.I.L.C.*, tome 6 (1874), p. 447.
- (63) «Projet de règlement pour la procédure arbitrale internationale, tel qu'il résulte des délibérations de l'Institut de droit international à Genève et des travaux de la commission», *R.D.I.L.C.*, tome 7 (1875), p. 423.
- (64) *ibid.*, p. 426.
- (65) *Annuaire de l'Institut de droit international*, tome 1 (1877), (Réimpression Schmidt Periodicals GMBH, Germany, 1994), p. 133.
- (66) A. MÉRIGNHAC, *Traité théorique et pratique de l'arbitrage international. Le rôle du droit dans le fonctionnement actuel de l'institution et dans ses destinées futures* (Paris, Librairie du recueil général des lois et des arrêts et du journal du palais, Larose, 1895), p. 314.
- (67) Levin GOLDSCHMIDT, *supra* note (127), p. 449.
- (68) *ibid.*, p. 451.
- (69) A. MÉRIGNHAC, *supra* note (131), p. 314.
- (70) *ibid.*, p. 316.
- (71) Alexandre CORSI, «Un nouveau traité d'arbitrage permanent», *R.G.D.I.P.*, tome 6 (1899), p. 26.
- (72) «Chronique des faits internationaux. Belgique. - Association de droit international. - Session de Bruxelles (1895)», *R.G.D.I.P.*, tome 3 (1896), pp. 466-468.
- (73) Alexandre CORSI, *supra* note (136), p. 26; Kenneth S. CARLSTON, *supra* note (121), p. 233; Durward V. SANDIFIER, *supra* note (44), p. 443.
- (74) Clive PARRY (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, vol. 186 (1897-1898) (Oceana Publications, Dobbs Ferry, New York, 1979), p. 379; «Traité d'arbitrage général et permanent du 23 juillet 1898», *R.G.D.I.P.*, tome 5 (1898), p. 869.
- (75) Helen May CORY, *Compulsory Arbitration of International Disputes* (New York, Columbia University Press, 1931), pp. 38-39.
- (76) Elisabeth ZOLLER, *supra* note (10), p. 330; Durward V. SANDIFIER, *supra* note (44), p. 443; Secretariat, *Commentary on the Draft Convention on Arbitral Procedure, Adopted by the International Law Commission at its Fifth Session, 1955*,

- p. 99.
- (72) «Italie et République argentine. -Traité général d'arbitrage, signé à La Haye le 18 septembre 1907», *R.G.D.I.P. Documents*, tome 15 (1908), pp. 9-10.
 - (73) Daniel BARDONNET, *supra* note (9), pp. 204-205.
 - (74) "Proposal of the Commission of the United States of America, Submitted to the Committee of Examination at the Meeting of Wednesday, May 31, 1899", James Brown SCOTT, *supra* note (11), p. 834. なお、この会議の開催時点（「入札」）及び「再審」(revision) による用語は未だ一般的に確立したものと見なす。「再検討」(reexamination) と「再審聴」(rehearing) を表語としたものもある。*ibid.*, p. 622. なお、この条約の再審規定は「再審聴」(rehearing) を規定し、この入札の再審規定は「再審聴」(rehearing) を規定する。Kenneth S. CARLSTON, *supra* note (121), p. 235.
 - (75) James Brown SCOTT, *supra* note (11), p. 749.
 - (76) *ibid.*, p. 750.
 - (77) *ibid.*, p. 749.
 - (78) *ibid.*, p. 749, 753.
 - (79) *ibid.*, p. 753.
 - (80) *ibid.*, p. 749.
 - (81) *ibid.*, p. 753.
 - (82) *ibid.*
 - (83) *ibid.*
 - (84) *ibid.*, pp. 754-755.
 - (85) "Draft Convention for the Pacific Settlement of International Disputes presented to the Third Commission by the Committee of Examination", James Brown SCOTT, *supra* note (11), p. 857.
 - (86) *ibid.*, p. 619.
 - (87) *ibid.*, p. 621.
 - (88) Paul REUTER, *supra* note (9), p. 244 ; Robin GEIS, *supra* note (71), S. 191.
 - (89) M. G. DE LAPRADELLE, *supra* note (22), p. 180 ; Paul REUTER, *supra* note (9), p. 594.

- (15) James Brown SCOTT, *supra* note (11), pp. 619-620, 625; Shabtai ROSENNE (compiled and edited by), *The Hague Peace Conferences of 1899 and 1907 and International Arbitration. Reports and Documents* (T.M.C. Asser Press, The Hague, 2001), p. 73.
- (16) James Brown SCOTT, *supra* note (11), pp. 621-622.
- (17) *ibid.*, p. 621. 邦文訳「仲裁の歴史」(une erreur substantielle de fait ou de droit) 及び「仲裁の歴史」James Brown SCOTT, *Les Conférences de la Paix de la Haye de 1899 et 1907* (traduction française par A. de Rapradelle, Paris, Pedone, 1927), p. 260.
- (18) James Brown SCOTT, *supra* note (11), p. 624.
- (19) George Gratton Wilson, *The Hague Arbitration Cases. Compromis and Awards with Maps in Cases Decided under the Provisions of the Hague Conventions of 1899 and 1907 for the Pacific Settlement of International Disputes and Texts of the Conventions* (Ginn and Company, Publishers, Boston and London, 1915), p. 6.
- (20) *ibid.*, p. 142.
- (21) *ibid.*, p. 44.
- (22) A. S. de Bustamante Y Sirven, *La seconde conférence de la paix : réunie à la Haye en 1907* (1909), p. 222.
- (23) James Brown SCOTT, *Les Conférences de la Paix de la Haye de 1899 et 1907* (traduction française par A. de Rapradelle, Paris, Pedone, 1927), p. 260.
- (24) Karl STRUPP, "The Competence of the Mixed Arbitral Courts of the Treaty of Versailles". *A.J.I.L.*, vol. 17 (1923), p. 683; Bin CHENG, *supra* note (85), p. 364, n. 99.
- (25) Durward V. SANDPIER, *supra* note (44), p. 453.
- (26) Le jugement des 7 août et 25 septembre 1922 par le Tribunal arbitral mixte franco-allemand dans l'affaire *Heim et Chamant c. Etat allemand*, *Rec. T.A.M.*, tome 3 (1924), p. 54; Le jugement du 24 octobre 1923 par le Tribunal arbitral mixte allemand-yougoslave dans l'affaire *Epoix Ventense c. Etat S.H.S.*, *Rec. T.A.M.*, tome 7 (1928), p. 82.
- (27) M. LIMBURG, «L'autorité de la chose jugée des décisions des juridictions internationales», *R.C.A.D.I.*, tome 30 (1929), p. 613; Manley O. HUDSON, *The Permanent Court of International Justice 1920-1942 A Treatise* (New York, The Macmillan Company, 1943), p. 208; Elisabeth ZOLLER, *supra* note (10), p. 341.
- (28) La Cour permanente de justice internationale, Comité Consultatif de Juristes, *Procès-verbaux des séances du comité*

- (170) (1920), p. 744.
- (175) この点で重要なことは、再審手続の法的性質の転換が図られていることである。すなわち、ハーグ条約上は「例外」手続であった再審手続が、規程上は国家の「手続的権利」として認められることである。A. BALASKO, *Cause de nullité de la sentence arbitrale en droit international public* (Pedone, Paris, 1938), pp. 317-318; Mario SCERNI, *supra* note (7), pp. 670-671; Paul REUTER, *supra* note (9), p. 244; Robin GELB, *supra* note (71), S. 194, *voir* également Alexander P. FACHIRI, *The Permanent Court of International Justice. Its Constitution, Procedure and Work* (Oxford University Press, London, 1925), p. 118. 第二に、相手国の同意なくして一当事国が一方的に再審請求を提起し得るべきことである。Alexander P. FACHIRI, *The Permanent Court of International Justice. Its Constitution, Procedure and Work* (Oxford University Press, London, 1925), p. 118. 第三に、裁判所規程の優越的效果(国連憲章一〇三条)により、訴訟当事国の合意によつて規程上の再審権限を排除し得ないことである。Mario SCERNI, *supra* note (7), p. 671; Malcolm N. SHAW, *supra* note (94), p. 1015.
- (176) Project for a Permanent Court of International Justice (article 59), in *The Project of a Permanent Court of International Justice and Resolutions of the Advisory Committee of Jurists* (Report and Commentary by James Brown SCOTT) (Carnegie Endowment, Washington, 1920, reprinted by William S. Hein & Co., Inc., Buffalo, New York, 2000), p. 130, 167; 杉原高嶺「チェルニニ・マリリア大陸棚事件判決(一九二二年)の再審および解釈請求(判決・一九八五年)」国際法外交雑誌八八巻二号(一九八九年)二二二頁。
- (177) La Cour permanente de justice internationale, Comité Consultatif de Juristes, *Procès-verbaux des séances du comité* (1920), p. 744.
- (178) 裁判所規程上の五要件以外のものとして、境界紛争再審事件においてエル・サルヴァドルは証拠の「蓋然性」(plausibility)という要件を提示した。すなわち、「証拠は合理的に信じられ得るといふ意味で蓋然的なものでなければならぬ」というのである。C6/CR 2003/2 (de Salvador, M. Mendelson), paras. 51-54. この主張は、「一見すると規程上の再審要件に含まれないように見えるが、その背景には裁判所規程上の再審手続が抱える構造上の問題が潜在している。すなわち、規程六一条の再審手続は請求の受理可能性判断と再審の本案判断という二段階手続で構成されるものの、受理可能性判断において「新事実の存在を確認し、この新事実が事件を再審に付すべき性質をもつものであることを認め」た場合に(規程六一条二項)「如何なる判断が本案判断に残されるかが明らかではないのである」(Malcolm N. SHAW, *supra* note (94), p. 1017)。「それ故、エル・サルヴァドルの主張するように、再審請求の受理可能性判断においては、「新事実」が「決定的要素となる性質」を持つという点について「蓋然性」を有していれば足りるのであり、そのような「性質」を有するか否かの最終的な判断は再審本案判断に委ねられると解することもできよう」。

- (17) L'arrêt de la Chambre de la C.I.J. dans l'affaire *Révision (différend)*, para. 19 ; L'arrêt de la C.I.J. dans l'affaire *Révision (génocide)*, para. 16.
- (18) "Convention for the Establishment of an International Central American Tribunal", *A.J.I.L.*, *Supplement*, vol. 17 (1923), p. 85.
- (19) A/3859, Rapport de la Commission du droit international sur les travaux de sa dixième session (28 avril — 4 juillet 1958), *Annuaire C.D.I.*, 1958, vol. 2, p. 89.
- (20) Paul J. EPSTEIN, " "New Facts" in the *Bosnia-Herzegovina vs. Yugoslavia Genocide Case* : Interpretation of Article 61 of the Statute of the International Court of Justice", *The Global Community : Yearbook of International Law and Jurisprudence*, vol. 1 (2004), p. 192.
- (21) Lucius CAFLISCH, « Cent ans de règlement pacifique des différends interétatiques », *R.C.A.D.I.*, tome 288 (2001), p. 416.
- (22) Daniel BARDONNET, *supra* note (9), p. 194.
- (23) C6/CR 2003/3 (le Honduras, P.-M. Dupuy), para. 23.
- (24) Le jugement du 6 juin 1929 dans l'affaire *Battus c. Etat bulgare*, *Rec. T.A.M.*, tome 9 (1929), p. 286.
- (25) Robin FEIGL, *supra* note (71), S. 174 ; W. Michael REISMAN, *supra* note (123), p. 425.
- (26) Daniel BARDONNET, *supra* note (9), pp. 204-205.
- (27) "General Arbitration Treaty between the *Argentine Republic* and *Uruguay*, signed at Buenos Aires ", Clive PARRY, *C.T.S.*, vol. 187 (1898-1899), p. 356.
- (28) "Arbitration Treaty between the *Argentine Republic* and *Paraguay*, signed at Asuncion", Clive PARRY, *C.T.S.*, vol. 188 (1899-1900), p. 119.
- (29) "General Treaty of Arbitration between *Bolivia* and *Peru*, signed at La Paz", Clive PARRY, *C.T.S.*, vol. 190 (1901-1902), p. 219.
- (30) "General Treaty of Arbitration and Preliminary Act between the *Argentine Republic* and *Chili*, signed at Santiago", Clive PARRY, *C.T.S.*, vol. 191 (1902), p. 213 ; « Chili et République argentine. Traité d'arbitrage permanent du 28 mai 1902 », *R.G.D.I.P.*, tome 10 (1903), p. 559.
- (31) "General Treaty of Arbitration between the *Argentine Republic* and *Brazil*", Clive PARRY, *C.T.S.*, vol. 199 (1905),

- p. 152, 156 ; Jean BASDEVANT, « Chronique des faits internationaux », *R.G.D.I.P.*, tome 16 (1909), p. 88.
- (161) "General Treaty of Arbitration between Colombia and Peru, signed at Bogota", Clive PARRY, *C.T.S.*, vol. 199 (1905), p. 179.
- (162) "General Treaty of Arbitration between the Argentine Republic and Italy, signed at The Hague", Clive PARRY, *C.T.S.*, vol. 205 (1907), p. 17.
- (163) "Central American Court of Justice. Ordinance of Procedure", *A.J.I.L.*, *Supplement*, vol. 8 (1914), p. 204.
- (164) Alexandre CORSI, *supra* note (136), p. 24.
- (165) "Dispute concerning the Course of the Frontier between BP 62 and Mount Fitzroy (Argentina/Chile) ("Laguna del Desierto"), Judgment of 21 October 1994", *I.L.R.*, vol. 113, pp. 1-194 ; « Sentence du 21 octobre 1994. Différend sur le tracé de la ligne frontalière entre la Borne 62 et le Mont Fitz Roy (Argentine/Chili) », *R.G.D.I.P.*, tome 100 (1996), pp. 520-597.
- (166) *I.L.R.*, vol. 113, pp. 74-75 (para. 151), pp. 79-80 (para. 171) ; Dissenting Opinion of Judge Santiago Benadava, *I.L.R.*, vol. 113, p. 194.
- (167) The Cordillera of the Andes Boundary Case, *R.I.A.A.*, vol. 9, pp. 29-49.
- (168) Luis Ignacio SANCHEZ RODRIGUEZ, « Un arbitrage territorial strictement latino-américain dans l'affaire de la « Laguna del Desierto » (A propos de la sentence du 21 octobre 1994 rendue dans l'affaire relative au différend entre l'Argentine et le Chili sur le tracé de la frontière entre la borne 62 et le mont Fitz Roy) », *A.F.D.I.*, tome 40 (1994), p. 483.
- (169) "Dispute concerning the Course of the Frontier between BP 62 and Mount Fitzroy (Argentina/Chile) ("Laguna del Desierto"), Judgment of 13 October 1995", *I.L.R.*, vol. 113, pp. 194-262.
- (170) "Statement of the Government of Chile", *I.L.R.*, vol. 113, pp. 259-260.
- (171) *I.L.R.*, vol. 113, p. 23.
- (172) « Traité de paix et d'amitié entre l'Argentine et le Chili », *R.G.D.I.P.*, tome 89 (1985), p. 868 ; *I.L.R.*, vol. 113, p. 199 (para. 17).
- (173) *I.L.R.*, vol. 113, p. 199, para. 18.
- (174) Homayoun BARATI, « Le refus de révision pour erreur de fait d'une sentence arbitrale : un précédent décevant (Affaire de la *Laguna del Desierto*) », *A.F.D.I.*, tome 42 (1996), p. 445 (n. 13).
- (175) *ibid.*, p. 449 (n. 33).

- (209) *ibid.*
- (210) *ibid.*, pp. 448-449.
- (211) *I.L.R.*, vol. 113, pp. 199-200, para. 19.
- (212) Daniel BARDONNET, *supra* note (9), p. 193.
- (213) *I.L.R.*, vol. 113, pp. 201-202, para. 25.
- (214) *ibid.*, pp. 205-206, paras. 42-43.
- (215) *ibid.*, p. 206, para. 45.
- (216) *ibid.*, p. 207, para. 49.
- (217) *ibid.*, p. 207, para. 49.
- (218) *ibid.*, p. 208, para. 54.
- (219) *ibid.*, pp. 208-209, para. 55.
- (220) *ibid.*, p. 209, paras. 56-57.
- (221) *ibid.*, pp. 209-210, paras. 58-60.
- (222) *ibid.*, pp. 213-214, paras. 71-72.
- (223) *ibid.*, p. 218, para. 86.
- (224) *ibid.*, p. 219, para. 89.
- (225) *ibid.*, p. 228, para. 127.
- (226) Homayoun BARATI, *supra* note (207), p. 446.
- (227) Alexandre CORSI, *supra* note (136), p. 27.
- (228) Opinion dissidente de M. Urrutia Holguin, in Case concerning *the Arbitral Award made by the King of Spain on 23 December 1960* (Honduras v. Nicaragua), Judgment of 18 November 1960, *I.C.J. Reports 1960*, p. 223.
- (229) *I.C.J. Reports 1960*, p. 225.
- (230) L.D.M. NELSON, "The Arbitration of Boundary Disputes in Latin America", *Netherlands International Law Review*, vol. 20 (1973), pp. 283-284.
- (231) Slavco STOYKOVITICH, *supra* note (43), p. 224.
- (232) W. Michael REISMAN, *supra* note (123), p. 37.

- (233) Joseph DELPECH, « Italie et République argentine. - Traité d'arbitrage général et permanent du 23 juillet 1898 », *R.G.D.I.P.*, tome 5 (1898), pp. 873-874.
- (234) Louis DELBEZ, *supra* note (24), p. 138.
- (235) Marcel SIBERT, *Traité de droit international public. Le droit de la paix*, tome deuxième (Paris, Dalloz, 1951), p. 531.
- (236) Le jugement du 29 juillet 1927 par le Tribunal arbitral mixte franco-allemand dans l'affaire *Baron de Neufelize*. *Rec. T.A.M.*, tome 7 (1928), p. 633.
- (237) なお、事実評価の再検討が上訴手続に付され、再審手続では認められないという点については、原裁判所の心理的抵抗感によって説明される。すなわち、事実誤認(誤審)に基づく上訴は原裁判官の心理的過誤を問題とするため、原裁判所による再審理は適切ではなく、別個独立の裁判所による審理が望ましいとされる。例えば、田岡良一は次のように説明している。「『新事実の発見』に基づく判決の取消及び変更は、原裁判所をして其の任に当らしめて差支のない事柄である。上訴の制度は、原裁判所をして問題を判断せしめる時心理的理由に據って同一の結論の外に獲難いことが豫め明かな問題に付いてのみ、實際的必要を認められる。新事実発見に基づく再審は此の弊に陥る虞は少いと思ふ」。すなわち、上訴の場合は「原裁判所に請求しても實際上効果が少い」と考えられているのである。田岡良一「仲裁々判に於ける上訴の問題」廣濱嘉雄編『法及政治の諸問題』(有妻閣一九三九年)三〇四頁。田岡良一「国際法Ⅲ『新版』」(有妻閣一九七三年)二一六頁。
- (238) W. Michael REISMAN, *supra* note (123), p. 425 ; Daniel BARDONNET, *supra* note (9), p. 213.
- (239) W. Michael REISMAN, *supra* note (123), p. 38.
- (240) Daniel BARDONNET, *supra* note (9), p. 207, 210 ; A. Geouffre DE LAPRADELLE, *supra* note (75), p. 525.
- (241) Le jugement du 29 juillet 1927 dans l'affaire *Baron de Neufelize*. *Rec. T.A.M.*, tome 7 (1928), p. 632.
- (242) L'affaire *Jean-Guillaume Krichel*, le jugement du 23 mars 1926 et 20 décembre 1928. *Rec. T.A.M.*, tome 8 (1928), p. 765.
- (243) Lucius CAFLISCH, *supra* note (183), p. 419.
- (244) CR 2002/40 (la R.F.Y., M. Zimmermann), pp. 51-52 (para. 5, 30).
- (245) Bin CHENG, *supra* note (85), p. 364.
- (246) なお、ここで、判決の推論過程において小前提が異なれば原判決の結論が異なり得るのは当然である。この点について、例えば境界紛争再審事件においてエルサルヴァドルは次のように主張している。「小法廷が依拠した実体的事実が変化し、[...] 発見された新事実の中に根本的な価値が付加されているような場合、前提が変われば結論も当然変化するというのが基本的な論理である」。C6/CR 2003/4 (le Salvador, M^{me} Brizuela de Ávila), すなわち、小前提たる事実認定が根本的に変更されれば、

推論過程自体が変更されるため、原判決の結論にも変更が求められることになる。このような意味で、再審手続は新しい推論の形成であると言いうことができる。

- (247) Charles ROUSSEAU, *Droit international public* (Sirey, Paris, 1953), p. 501.
- (248) Pierre-Marie DUPUY, *Droit international public*, 7^e édition (Dalloz, Paris, 2004), p. 583 ; Leonardo Nemer Caldeira BRANT, *supra* note (3), p. 265.
- (249) J. G. MERRILLS, *International Dispute Settlement*, 4th ed. (Cambridge University Press, 2005), p. 144.
- (250) Mario SCERNI, *supra* note (7), p. 672.
- (251) Comité consultatif de Juristes, *Procès-verbaux des séances du Comité*, pp. 744-745.